

水産加工業 支援施策集 (令和6年度版)



令和6年7月

宮城県水産林政部水産業振興課

目次（案）

事業名	内容	問い合わせ先	ページ
1 施設・設備の整備			
1-1 ものづくり・商業・サービス補助金	試作品開発・生産プロセスの改善に必要な設備投資にかかる費用を支援します（公募未定）	ものづくり補助金 宮城県地域事務局 （宮城県中小企業団体中央会）	022-222-5266 1,2
1-2 小規模事業者持続化補助金	小規模事業者等が経営計画を策定して取り組む販路開拓等の取組を支援します	持続化補助金事務局	022-225-8751 （商工会地区： 宮城県商工会連合会） 03-4330-3480 （商工会議所地区： 全国事務局） 3,4
1-3 中小企業等事業再構築促進事業 （事業再構築補助金）	新市場進出、事業・業種転換等の取組を通じた規模の拡大等、事業再構築を行う中小企業等の挑戦を支援します	事業再構築補助金事務局 （株式会社パソナ）	コールバック予約システム を採用しているため、事務局HPをご確認ください 5,6
1-4 省エネルギー投資促進・需要構造転換支援事業費補助金、省エネルギー投資促進支援事業費補助金 （省エネ補助金）	工場・事業場におけるエネルギー消費効率の高い設備への更新等を支援します	省エネ補助金事務局 （一般社団法人環境共創イニシアチブ）	各類型により問い合わせ電話番号が異なるため、事務局HPをご確認ください 7-10
1-5 食品産業の輸出向けHACCP等対応施設の整備	水産加工食品等の輸出拡大に必要なHACCP及びISO、FSSC等の基準を満たす施設等の新設（かかり増し経費）及び改修、機器の整備を支援します	輸出・国際局輸出支援課 宮城県水産林政部 水産業振興課	03-6744-7172 022-211-2931 11,12
1-6 浜の活力再生・成長促進交付金 （水産業競争力強化緊急施設整備事業）	水産業のスマート化を推進する取組に必要な共同利用施設・機器の整備、産地市場の統廃合に必要な共同利用施設の整備等を支援することにより、水産業の成長産業化を推進します	水産庁漁政部 加工流通課調整班 宮城県水産林政部 水産業振興課	03-6744-2350 022-211-2935 13
1-7 加工食品クラスター輸出緊急対策事業	加工食品の輸出拡大に向けて食品関連事業者が連携した加工食品のPRや実証試験、輸出先国の規制・ニーズに適合した商品開発・改良のために機械の改良・開発等を支援します	大臣官房新事業・食品産業部 食品製造課	03-6744-2068 14
1-8 水産物輸出拡大連携推進事業	水産加工業者、輸出関係業者、漁業生産者等が連携して、国際マーケットに通用するモデル的な商流・物流を構築しようとする取組に対して支援します	水産庁漁政部 加工流通課指導班	03-3591-5612 15
1-9 水産加工連携プラン支援事業	水産加工流通業が直面する原材料不足や人手不足、経営力向上といった課題の解決に向け、生産・加工・流通・販売を含むサプライチェーン上の関係者や金融機関等の専門家の連携による水産加工・流通の取組を総合的に支援します	水産庁魚政部 加工流通課指導班	03-3591-5612 16
1-10 復興水産加工工業等販路回復促進指導事業及び水産加工工業等販路回復取組支援事業	販路回復・新規開拓等のための専門家による個別指導やセミナー等の開催、必要な機器整備を支援します	復興水産加工工業 販路回復促進センター	03-3662-2040 17,18
1-11 食品原材料調達リスク軽減対策事業	食品製造事業者等に対し、産地との連携強化や原材料調達先の多角化の取組を支援することで、原材料調達に関するリスクに対応し、フードサプライチェーンの強化を図ります	（株）日本能率協会コンサルティング 水産庁魚政部加工流通課 大臣官房新事業・食品産業部 食品製造課	0570-550-074 03-6744-2350 03-6744-2089 19,20
1-12 小規模企業者等設備貸与事業	小規模企業者等が必要な機械設備を機構が代わって購入し、貸与します	（公財）みやぎ産業振興機構 金融支援課	022-225-6636 21
1-13 みやぎ二酸化炭素排出削減支援事業（高効率設備等導入事業）	県内の事業所に省エネルギー設備を導入する事業者に対して、設備導入に要する経費の一部を補助します	宮城県環境生活部 環境政策課 省エネ・再エネ推進班	022-211-2664 22
1-14 みやぎ二酸化炭素排出削減支援事業（再生可能エネルギー等設備導入事業）	県内の事業所に省エネルギー設備を導入する事業者に対して、設備導入に要する経費の一部を補助します	宮城県環境生活部 環境政策課 省エネ・再エネ推進班	022-211-2664 23

事業名		内容	問い合わせ先		ページ
1-15	太陽光発電を活用したEV利用モデル導入支援事業	県内の事業所に再生可能エネルギー設備を導入する事業者に対して、設備導入に要する経費の一部を補助します	宮城県環境生活部 環境政策課 省エネ・再エネ推進班	022-211-2664	24
1-16	第三者所有モデル太陽光発電導入支援事業	県内の事業所に太陽光発電とEVを組み合わせ導入する事業者に対して、設備導入に要する経費の一部を補助します	宮城県環境生活部 環境政策課 省エネ・再エネ推進班	022-211-2664	25
1-17	太陽光発電設備等共同購入事業	太陽光発電設備等の購入希望者を募り、一括発注することによるスケールメリットを活かすことで、市場価格よりも安価に設備を購入するものです	宮城県環境生活部 環境政策課 省エネ・再エネ推進班	022-211-2664	26
1-18	みやぎ産業廃棄物3R等推進事業	県内の事業場における、産業廃棄物の3R(発生抑制・再資源化等)に資する設備の導入に要する経費の一部を補助します	宮城県環境生活部 循環型社会推進課 資源循環企画班	022-211-3207	27-30
1-19	水産業省エネ機器等導入促進支援事業	電気料の高騰による水産業への経営への影響を緩和するため、自らグリーン電力を作り出せる体制を整備・強化し、更なるエネルギーコスト削減に向けた取組の支援を目的として、自家消費型発電設備、省エネルギー機器等の導入に要する経費を補助します	宮城県水産林政部 水産業振興課 流通加工班	022-211-2931	31,32
2 輸出・海外展開					
2-1	グローバル産地生産流通基盤強化緊急対策事業 グローバル産地づくり推進事業	GFP(農林水産物・食品輸出プロジェクト)に基づき、輸出に取組もうとする水産加工業者等への輸出診断、輸出産地形成に必要な計画策定、水産エコラベルの国内外への普及に向けた取組等を支援します	輸出・国際局輸出支援課 水産庁加工流通課	03-6744-7172 03-6744-2350	33,34
2-2	戦略的輸出拡大サポート緊急対策事業 戦略的輸出拡大サポート事業	戦略的な輸出拡大へのサポート、高付加価値水産物の海外への販路拡大等を支援します	輸出・国際局輸出企画課	03-6738-7899	35
2-3	復興加工輸出促進支援事業	海外バイヤーとのマッチングを含む事前商談会等のサポートと、海外バイヤーを被災地に招へいし、商談会を行う取組を支援します	水産庁漁政部加工流通課 福島復興支援班	03-6744-2350	36
2-4	海外出願支援事業	中小企業等による海外での知的財産活動の活性化を目的に、外国出願に要する経費の一部を補助します	(公財)みやぎ産業振興機構 地域連携推進課	022-225-6638	37
2-5	【再掲】ものづくり・商業・サービス補助金	試作品開発・生産プロセスの改善に必要な設備投資にかかる費用を支援します(公募未定)	ものづくり補助金宮城県地域事務局(宮城県中小企業団体中央会)	022-222-5266	1,2
2-6	【再掲】食品産業の輸出向けHACCP等対応施設の整備	水産加工食品等の輸出拡大に必要なHACCP及びISO、FSSC等の基準を満たす施設等の新設(かかり増し経費)及び改修、機器の整備を支援します	輸出・国際局輸出支援課 宮城県水産林政部 水産業振興課	03-6744-7172 022-211-2931	11,12
2-7	【再掲】加工食品クラスター輸出緊急対策事業	加工食品の輸出拡大に向けて食品関連事業者が連携した加工食品のPRや実証試験、輸出先国の規制・ニーズに適合した商品開発・改良のために機械の改良・開発等を支援します	大臣官房新事業・食品産業部 食品製造課	03-6744-2068	14
2-8	【再掲】水産物輸出拡大連携推進事業	水産加工業者、輸出関係業者、漁業生産者等が連携して、国際マーケットに通用するモデル的な商流・物流を構築しようとする取組に対して支援します	水産庁漁政部 加工流通課指導班	03-3591-5612	15

事業名	内容	問い合わせ先	ページ
3 販路・商品開発			
3-1 復興加工EC販路マッチング支援事業	百貨店や高級スーパー等と連携しながら、新商品の開発・PR 活動を行う取組を支援します	水産庁漁政部 加工流通課福島復興支援班	03-6744-2350 39
3-2 持続可能な水産物消費拡大推進事業 (出前授業等支援事業)	食の簡便化志向等の高まりにより、家庭において魚食に関する知識の習得や体験等の企画を十分確保することが難しくなっているため、民間団体等が行う魚や魚食に関する理解・関心を高めるための体験型の出前授業等の取組を支援します	水産庁漁政部 加工流通課認証推進班	03-6744-2350 40
3-3 新ハズオン支援事業	事業者等の課題・ニーズに応じて、専門家を配置し、支援チームがワンストップで支援を実行、令和6年度からは商工団体単位でのグループ支援を追加しています	復興庁企業連携推進室	03-6328-0267 41
3-4 ハズオン支援	経営課題の解決に取り組む中小企業・小規模事業者の方々を対象に豊富な経験と実績をもつ専門家を派遣し、アドバイスを実施します	中小企業基盤整備機構 東北本部企業支援部	022-716-1751 42
3-5 事業再構築ハズオン支援	ポストコロナ・ウィズコロナ時代の経済社会の変化に対応するため、思い切った事業再構築(新市場進出、事業転換、業種転換、事業再編、国内回帰)に取り組む中小企業を、経営相談とハズオン支援によりサポートします	中小企業基盤整備機構 東北支部企業支援部 支援推進課 企業支援課	022-399-9031 022-716-1751 43
3-6 水産加工業企業力強化支援事業	水産加工業が抱える様々な課題について専門家を派遣により支援するほか、生産性の改善や新たな経営戦略の導入を目指す企業を伴走支援します	(公財)みやぎ産業振興機構 事業支援課	022-225-6697 44
3-7 中小企業販路開拓総合支援事業 市場投入支援	専門家に委託してマーケティング調査を行うことで企業のマーケットインへの取組を支援します	(公財)みやぎ産業振興機構 事業支援課	022-225-6697 45
3-8 中小企業販路開拓総合支援事業 販売力向上支援	専門家により販売力向上のための指導・助言を行い販売力の強化を支援します	(公財)みやぎ産業振興機構 事業支援課	022-225-6697 46
3-9 中小企業販路開拓総合支援事業 引合せ支援	販路開拓ナビゲーターを活用した企業引合せを行い、新たな取引機会を提供します	(公財)みやぎ産業振興機構 事業支援課	022-225-6697 47
3-10 みやぎの食材バリューチェーン 構築プロジェクト	地域の食材等を活用した商品開発や持続可能社会の実現に向けた取組への支援、商談機会の創出により、食産業の各段階における活動を支援します	宮城県農政部 食産業振興課 食ビジネス支援班	022-211-2812 48,49
3-11 食品製造業経営力強化サポート事業	専門家の派遣により県内食品製造業者等の経営課題の洗い出しから事業の再構築までを支援します	宮城県農政部 食産業振興課 食ビジネス支援班	022-211-2812 50
3-12 水産加工公開実験棟の利用	水産加工公開実験棟を拠点として商品開発・改良のための加工相談や、施設内の機器類を利用した技術支援を行います	水産技術総合センター 水産加工開発チーム	0225-93-6703 51
3-13 県産水産物の販路開拓強化支援事業	県内の水産加工業者等が行う県産水産物等の商品開発やブランドの認知度向上に資する取組を支援します	宮城県水産林政部 水産業振興課 販路開拓支援班	022-211-2954 52
3-14 展示会・商談会等出展事業	県内の水産加工業者等が行う、展示会・商談会等への出展に要する経費の一部を補助します	宮城県水産林政部 水産業振興課 販路開拓支援班	022-211-2954 53

事業名	内容	問い合わせ先		ページ
3-15 水産業連携活動促進事業	経営の安定化を図るため、経営課題の解決に向けて水産加工業者等が連携して取り組む活動に対して、専門家を派遣するなどの支援を行います	宮城県水産林政部 水産業振興課 流通加工班	022-211-2931	54,55
3-16 【再掲】ものづくり・商業・サービス補助金	試作品開発・生産プロセスの改善に必要な設備投資にかかる費用を支援します（公募未定）	ものづくり補助金宮城県地域事務局（宮城県中小企業団体中央会）	022-222-5266	1,2
3-17 【再掲】小規模事業者持続化補助金	小規模事業者等が経営計画を策定して取り組む販路開拓等の取組を支援します	持続化補助金事務局	022-225-8751 （商工会地区： 宮城県商工会連合会） 03-4330-3480 （商工会議所地区： 全国事務局）	3,4
3-18 【再掲】中小企業等事業再構築促進事業（事業再構築補助金）	今なおコロナの影響を受ける事業者、ポストコロナに対応した事業再構築をこれから行う事業者を重点的に支援します	事業再構築補助金事務局（株式会社パソナ）	コールバック予約システムを採用しているため、事務局HPをご確認ください	5,6
3-19 【再掲】加工食品クラスター輸出緊急対策事業	加工食品の輸出拡大に向けて食品関連事業者が連携した加工食品のPRや実証試験、輸出先国の規制・ニーズに適合した商品開発・改良のために機械の改良・開発等を支援します	大臣官房新事業・食品産業部 食品製造課	03-6744-2068	14
3-20 【再掲】水産加工連携プラン支援事業	水産加工流通業が直面する原材料不足や人手不足、経営力向上といった課題の解決に向け、生産・加工・流通・販売を含むサプライチェーン上の関係者や金融機関等の専門家の連携による水産加工・流通の取組を総合的に支援します	水産庁魚政部 加工流通課指導班	03-3591-5612	16
3-21 【再掲】復興水産加工業等販路回復促進指導事業 及び水産加工業等販路回復取組支援事業	販路回復・新規開拓等のための専門家による個別指導やセミナー等の開催、必要な機器整備を支援します	復興水産加工業 販路回復促進センター	03-3662-2040	17,18
3-22 【再掲】食品原材料調達リスク軽減対策事業	食品製造事業者等に対し、産地との連携強化や原材料調達先の多角化の取組を支援することで、原材料調達に関するリスクに対応し、フードサプライチェーンの強化を図ります	（株）日本能率協会コンサルティング 水産庁魚政部加工流通課 大臣官房新事業・食品産業部 食品製造課	0570-550-074 03-6744-2350 03-6744-2089	19
3-23 【再掲】復興加工輸出促進支援事業	海外バイヤーとのマッチングを含む事前商談会等のサポートと、海外バイヤーを被災地に招へいし、商談会を行う取組を支援します	水産庁漁政部 加工流通課福島復興支援班	03-6744-2350	36
4 生産性向上				
4-1 IT導入補助金（サービス等生産性向上IT導入支援事業）	労働生産性の向上を目的として、業務効率化やDX、サイバーセキュリティ対策等のためのITツール（ソフトウェア、アプリ、サービス等）の導入を支援します	サービス等生産性向上 IT導入支援事業事務局 （TOPPAN株式会社）	0570-666-376 （ナビダイヤル） 050-3133-3272 （IP電話）	57,58
4-2 中小企業省力化投資補助金	人手不足解消等に効果のある商品をあらかじめ「カタログ」に掲載し選択導入できるようにし、中小企業等の省力化投資を支援します	中小企業省力化投資補助事業事務局 （全国中小企業団体中央会）	0570-099-660 （ナビダイヤル） 03-4335-7595 （IP電話）	59,60
4-3 IT経営サポートセンター	IT利活用や導入について、専門家に気軽に相談できるオンライン面談サービスです ご相談は1回60分、何度でも無料でご利用いただけます	中小企業基盤整備機構 東北本部企業支援部	022-716-1751	61

事業名	内容	問い合わせ先	ページ
4-4 生産現場改善強化支援事業	生産現場の労働生産性の向上や労働者の作業負担の軽減を目指す企業を、生産現場改善に精通した専門家の派遣や設備導入補助等を通して支援します	(公財)みやぎ産業振興機構 取引支援課	022-225-6637 62
4-5 中小企業等デジタル化支援事業	中小企業等のデジタル化に向けた取組を支援するため、アドバイザーを派遣するほか、新たなデジタル化に取り組むための費用の一部を補助します	宮城県経済商工観光部 中小企業支援室 企画調整班	022-211-2745 63
4-6 中小企業等共同化チャレンジ事業	複数の中小企業が共同で実施する経営効率化の実証的取組を支援します	宮城県経済商工観光部 中小企業支援室 企画調整班	022-211-2745 64
4-7 【再掲】ものづくり・商業・サービス補助金	試作品開発・生産プロセスの改善に必要な設備投資にかかる費用を支援します(公募未定)	ものづくり補助金宮城県地域事務局(宮城県中小企業団体中央会)	022-222-5266 1,2
4-8 【再掲】水産加工連携プラン支援事業	水産加工流通業が直面する原材料不足や人手不足、経営力向上といった課題の解決に向け、生産・加工・流通・販売を含むサプライチェーン上の関係者や金融機関等の専門家の連携による水産加工・流通の取組を総合的に支援します	水産庁魚政部 加工流通課指導班	03-3591-5612 16
4-9 【再掲】食品原材料調達リスク軽減対策事業	食品製造事業者等に対し、産地との連携強化や原材料調達先の多角化の取組を支援することで、原材料調達に関するリスクに対応し、フードサプライチェーンの強化を図ります	(株)日本能率協会コンサルティング 水産庁魚政部加工流通課 大臣官房新事業・食品産業部 食品製造課	0570-550-074 03-6744-2350 03-6744-2089 19,20
4-10 【再掲】新ハズオン支援事業	事業者等の課題・ニーズに応じて、専門家を配置し、支援チームがワンストップで支援を実行、令和6年度からは商工団体単位でのグループ支援を追加しています	復興庁企業連携推進室	03-6328-0267 41
4-11 【再掲】ハズオン支援	経営課題の解決に取り組む中小企業・小規模事業者の方々を対象に豊富な経験と実績をもつ専門家を派遣し、アドバイスを実施します	中小企業基盤整備機構 東北本部企業支援部	022-716-1751 42
4-12 【再掲】事業再構築ハズオン支援	ポストコロナ・ウィズコロナ時代の経済社会の変化に対応するため、思い切った事業再構築(新市場進出、事業転換、業種転換、事業再編、国内回帰)に取り組む中小企業を、経営相談とハズオン支援によりサポートします	中小企業基盤整備機構 東北支部企業支援部 支援推進課 企業支援課	022-399-9031 022-716-1751 43
4-13 【再掲】水産加工業企業力強化支援事業	水産加工業が抱える様々な課題について専門家を派遣により支援するほか、生産性の改善や新たな経営戦略の導入を目指す企業を伴走支援します	(公財)みやぎ産業振興機構 事業支援課	022-225-6697 44
4-14 【再掲】食品製造業経営力強化サポート事業	専門家の派遣により県内食品製造業者等の経営課題の洗い出しから事業の再構築までを支援します	宮城県農政部 食産業振興課	022-211-2812 50
4-15 【再掲】水産業連携活動促進事業	経営の安定化を図るため、経営課題の解決に向けて水産加工業者等が連携して取り組む活動に対して、専門家を派遣するなどの支援を行います	宮城県水産林政部 水産業振興課 流通加工班	022-211-2931 54,55

事業名	内容	問い合わせ先	ページ
5 雇用・人材育成・確保			
5-1 中小企業大学校仙台校	年間を通して中小企業の経営課題を解決し、活力ある企業ヘリードしていく人材を育成するための研修を実施しています	中小企業基盤整備機構 東北本部 (中小企業大学校 仙台校)	022-392-8811 65
5-2 事業継続力強化支援	自然災害の頻発、感染症の流行など、事業活動の継続に支障をきたす事態に直面した際の経営力を強化するため、「事業継続力強化計画」の策定を支援します	中小企業基盤整備機構 東北本部企業支援部	022-716-1751 66
5-3 「女性が輝く」みやぎの水産加工業創生事業	事業の中核をになう人材として女性の採用・登用を進める企業や、女性が働きやすく、さらに活躍できる体制の構築等を目指す企業に専門家を派遣し、企業の体制づくりを支援します	宮城県水産林政部 水産業振興課 流通加工班	022-211-2931 67
5-4 【再掲】水産業連携活動促進事業	経営の安定化を図るため、経営課題の解決に向けて水産加工業者等が連携して取り組む活動に対して、専門家を派遣するなどの支援を行います	宮城県水産林政部 水産業振興課 流通加工班	022-211-2931 54.55
6 原料			
6-1 特定水産物供給平準化事業	水揚げ量の季節変動等の影響を受ける水産物を買取・保管し、水産加工業者等の必要な時期に提供する取組を支援します	水産物安定供給 推進機構 水産庁漁政部 加工流通課調整班	03-3254-7044 03-6744-2350 69
6-2 特定水産物供給平準化事業 (原材料転換対策)	国民に対する水産物の安定供給を図るため、輸入原材料から国産原材料へ原材料を転換する水産加工業者に対して、国産原材料を安定的に供給する取組を支援します	水産物安定供給 推進機構 水産庁漁政部 加工流通課調整班	03-3254-7044 03-6744-2350 70
6-3 特定水産物供給平準化事業 (能登半島地震に伴う水産加工原材料安定供給対策)	能登半島地震により、地場産の加工原材料の調達に困難となった水産加工業者に対して、加工原材料を安定的に供給する取組を支援します	水産物安定供給 推進機構 水産庁漁政部加工流通課 調整班	03-3254-7044 03-6744-2350 71
6-4 海況変化を見据えた新たな水産資源の持続的活用 推進事業	水揚量が近年増加しているものの加工原料としての利用率の低い「暖水性魚類」や、加工原料として認知されていない「低・未利用魚種」、加工工程上やむを得ず残渣として排出されている「未利用部位」の加工原料化を目指す企業に対し、技術的な支援を行います	水産技術総合センター 水産加工開発チーム	0225-93-6703 72
6-5 【再掲】水産加工連携プラン支援事業	水産加工流通業が直面する原材料不足や人手不足、経営力向上といった課題の解決に向け、生産・加工・流通・販売を含むサプライチェーン上の関係者や金融機関等の専門家の連携による水産加工・流通の取組を総合的に支援します	水産庁魚政部 加工流通課指導班	03-3591-5612 16
6-6 【再掲】食品原材料調達リスク軽減対策事業	食品製造事業者等に対し、産地との連携強化や原材料調達先の多角化の取組を支援することで、原材料調達に関するリスクに対応し、フードサプライチェーンの強化を図ります	(株)日本能率協会コンサルティング 水産庁魚政部加工流通課 大臣官房新事業・食品産業部 食品製造課	0570-550-074 03-6744-2350 03-6744-2089 19.20

事業名	内容	問い合わせ先	ページ	
7 後継者(事業承継)				
7-1 事業承継・引継ぎ支援事業 (事業承継・引継ぎ補助金)	事業承継やM&Aを契機として新しいチャレンジを行う事業者に対し、経費を支援します。また、再チャレンジを目的として既存事業を廃業するための費用を支援します	事業承継・ 引継ぎ補助金事務局	050-3000-3550 (経営革新について) 050-3000-3551 (専門家活用/ 廃業・再チャレンジ)	73,74
7-2 宮城県事業承継・引継ぎ支援センター	国が設置する公的相談窓口で、事業承継のため支援機関ネットワークの構築と支援活動のサポートにより中小企業者の支援ニーズの掘起しを行うとともに、事業承継に課題を抱える中小企業者からの相談を幅広く受け入れる機関です	(公財)みやぎ産業振興機構 宮城県事業承継・ 引継ぎ支援センター	022-722-3884	75
8 資金				
8-1 水産加工資金	水産加工品の製造又は加工の高度化及び事業基盤の強化を促進することによって、水産加工品の安定供給を図るために必要な長期かつ低利の資金ニーズに応えています	株式会社日本政策金融公庫 (事業資金相談ダイヤル)	0120-154-505	77
8-2 被災した中小企業向けの融資制度 (みやぎ中小企業復興特別資金)	東日本大震災で被害を受けた方の復旧・復興を支援します	宮城県経済商工観光部 商工金融課商工金融班	022-211-2744	78
8-3 被災中小企業者対策資金利子補給事業	「被災した中小企業向けの融資制度(みやぎ中小企業特別資金)」を利用している事業者に対して利子補給することにより、復旧・復興を支援します	宮城県経済商工観光部 商工金融課商工金融班	022-211-2744	79
8-4 がんばる中小企業応援資金	中小企業等が既存事業の見直しや、新事業の実施等を通じて経営基盤の強化を図る際、必要となる資金の融通を円滑にし、その取組を支援することを目的とした資金です	宮城県経済商工観光部 商工金融課商工金融班	022-211-2744	80
8-5 一般資金	中小企業等が事業経営に必要とする資金の融通を円滑にし、その経営の安定に資することを目的とした資金です	宮城県経済商工観光部 商工金融課商工金融班	022-211-2744	81
8-6 宮城県産業復興相談センター	当センターでは、面談等を通じて被災の状況や経営上の問題点、具体的な課題を把握し、課題の解決に向けて、専門家がきめ細かなサポートを実施し、経営支援・再生支援等を行います	(公財)みやぎ産業振興機構 宮城県産業復興相談センター	022-722-3858	82
8-7 宮城県中小企業活性化協議会	企業再生の経験豊富な専門家が常駐し、相談内容に応じたアドバイス等を行います。面談等を通じて経営上の問題点や具体的な課題を抽出し、課題の解決に向けて適切なアドバイスを行います	(公財)みやぎ産業振興機構 宮城県中小企業活性化協議会	022-722-3872	83
8-8 みやぎ中小企業チャレンジ応援基金事業	地域資源等の活用により新商品等の開発を行う方を支援するため、当該開発に係る事業計画を募集し、優れた案件と認められるものに対して事業経費の一部を助成します	(公財)みやぎ産業振興機構 事業支援課	022-225-6697	84
8-9 漁業近代化資金	水産加工業者等が水産物加工施設の取得等、資本整備の高度化を図り、その経営の近代化を図るために必要な長期かつ低利の資金を融資します	宮城県水産林政部 水産業振興課 企画推進班	022-211-2935	85

生産性向上を目指す皆様へ

令和5年度補正予算

「ものづくり・商業・サービス補助金」で

雇用の多くを占める中小企業の生産性向上、持続的な賃上げに向けて、
新製品・サービスの開発や生産プロセス等の省力化に必要な
設備投資等を支援します！

STEP1 対象要件

公募要領等はこちらをチェック

※公募は17次、18次公募の2回実施。



- 中小企業・小規模事業者等が、革新的な製品・サービス開発又は生産プロセス等の省力化のための設備投資・システム構築を行い、
 - ① 付加価値額 年平均成長率3%増加
 - ② 給与支給総額 年平均成長率1.5%増加
 - ③ 事業場内最低賃金が地域別最低賃金+30円以上の基本要件等を目指す3～5年の事業計画に取り組むこと。

STEP2 申請手続

- 公募要領で補助対象者、申請要件、対象経費、スケジュール等を確認
- GビズIDを取得※のうえ、電子申請システムにより申請

※本補助金の申請にはGビズID（アカウント）の取得が必要です。
ID取得に一定期間を要しますので、お早めにお手続き下さい。

GビズID

検索



審査

STEP3 事業実施、フォローアップ

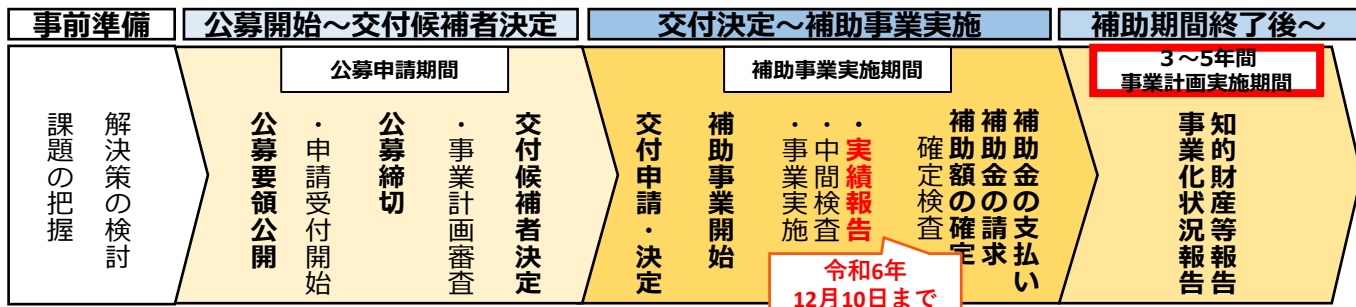
- 交付候補者決定、交付申請・決定を経て事業を実施
- 補助事業実施期間内に設備投資等を行い、実績報告書を提出
- 3～5年の事業計画に基づき事業を実施し、事業化状況報告を提出※

※5年間、毎年事業化状況報告を提出いただき、事業成果を確認します。また、基本要件等が未達の場合、補助金返還義務があります。

※申請類型等の詳細は裏面をご確認ください。

令和5年度補正予算で中小機構に措置

事前準備から事業終了までの流れ



※令和6年12月10日までに実績報告まで完了していただく必要があります。無理のない計画を基に申請を行ってください。
※申請時点で明らかではない経費については、交付申請・決定の段階時点で、事業に要する経費の詳細内訳を改めて求めます。
対象外経費が含まれていることが判明した場合はお支払いができませんので、申請時点でよくご確認ください。

<公募スケジュール>

17次公募(省力化のみ)：2023.12.27公募開始、2024.2.13申請受付開始、3.1公募締切、5月中旬採択発表予定
18次公募(全枠)：2024.1.31公募開始、3.11申請受付開始、3.27公募締切、6月下旬採択発表予定

支援枠・類型の概要

	生産プロセス改善等の取組	製品・サービス開発の取組		海外需要開拓等の取組
	省力化 (オーダーメイド) 枠	製品・サービス高付加価値化枠		グローバル枠
		通常類型	成長分野進出類型 (DX・GX)	
要件	省力化への投資	製品・サービスの 高付加価値化	DXやGXに資するもの	海外事業の拡大・強化 に資するもの
補助上限	750万円～8,000万円	750万円～1,250万円	1,000万円～2,500万円	3,000万円
補助率	1/2 ※小規模・再生事業者2/3 ※1,500万円までは1/2もしくは2/3、 1,500万円を超える部分は1/3	1/2 ※小規模・再生事業者2/3 ※新型コロナ加速化特例2/3	2/3	1/2 ※小規模2/3
対象経費	<全枠・類型共通> 機械装置・システム構築費(必須)、運搬費、技術導入費、知的財産権等関連経費、外注費、 専門家経費、クラウドサービス利用料、原材料費 <グローバル枠のみ> 海外旅費、通訳・翻訳費、広告宣伝・販売促進費も利用可能			

大幅な賃上げに取り組む事業者への支援：補助事業終了後、3～5年で大幅な賃上げに取り組む事業者に対し、100万円～2,000万円を上記各枠の補助上限に上乗せ(申請枠・類型、従業員規模によって異なる、新型コロナ加速化特例適用事業者を除く)。

<参考> 製品・サービス高付加価値化枠については、厚生労働省所管の産業雇用安定助成金(産業連携人材確保等支援コース)を併給できる場合があります。詳しくは右記の厚生労働省HPでご確認いただくかコールセンターまでお問い合わせください。
雇用調整助成金、産業雇用安定助成金コールセンター 0120-603-999 受付時間 9:00～21:00(土日・祝日含む) 厚生労働省HP



活用イメージ

省力化(オーダーメイド) 枠

人手不足解消のため、AIや画像判別技術を用いた自動組立ロボットを開発・導入し、部品組立工程を完全自動化。

製品・サービス高付加価値化枠

<通常類型> 最新複合加工機を導入し、精密加工が可能となり国際基準に準拠した部品を開発
<成長分野進出類型> AIやセンサー等を活用した高精度な自律走行搬送ロボットの試作機を開発

グローバル枠

海外市場獲得のため、新たな製造機械を導入し新製品の開発を行うとともに、海外展示会に出展

生産性向上を目指す皆様へ

令和5年度補正予算

「小規模事業者持続化補助金」

地域の雇用や産業を支える小規模事業者等の生産性向上と持続的発展を図ることを目的とし、持続的な経営に向けた経営計画に基づく販路開拓の取組を支援します！

【事業目的】

小規模事業者※等が経営計画を自ら策定し、商工会・商工会議所の支援を受けながら取り組む販路開拓を支援

※ 従業員数が「商業・サービス業(宿泊業、娯楽業を除く)」の場合5人以下、
製造業またはそれ以外の業種の場合20人以下である事業者

【補助上限】

50～200万円

⇒ 免税事業者から適格請求書発行事業者（インボイス発行事業者）に転換する場合、一律に50万円の補助上限上乗せを行います。（最大250万円）
（詳細は、裏面をご確認ください）

【補助率】

2 / 3 （賃金引上げに取り組む事業者のうち、赤字事業者は 3 / 4）

【補助対象】

店舗改装、広告掲載、展示会出展費用など

【今後のスケジュール】

申請受付開始：2024年5月 8日（水）

申請締切：2024年5月27日（月）

※詳しくは事務局ポータルサイト（裏面）をご確認ください。

応募方法：持続化補助金申請システムによる電子申請

※電子申請に必要なGビズIDプライムアカウントの発行には、一定の期間がかかりますので、事前にアカウントを発行することをお勧めします。電子申請先は公募要領をご確認ください。

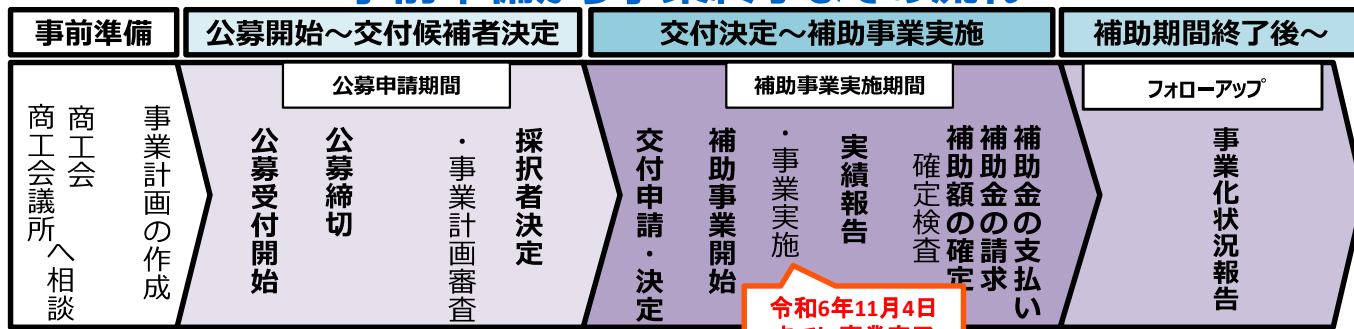


経済産業省



チラシのダウンロードはこちら↑

事前準備から事業終了までの流れ



※申請時点で明らかではない経費については、交付申請・決定の段階時点で、事業に要する経費の詳細内訳を改めて求めます。

事後で対象外経費が含まれていることが判明した場合はお支払いができませんので、申請時点でよくご確認ください。

※令和6年11月4日までに事業を完了し、令和6年11月14日までに実績報告書を提出していただく必要があります。

支援枠・類型の概要

	通常枠	特別枠			
		賃金引上げ枠	卒業枠	後継者支援枠	創業枠
補助率	2 / 3 (賃金引上げ枠のうち赤字事業者は 3 / 4)				
補助上限	50万円	200万円			
インボイス 特例	50万円※ ※インボイス特例の要件を満たす場合は、上記補助上限額に50万円を上乗せ				

【申請要件】

- **賃金引上げ枠** ⇒ 事業場内最低賃金を地域別最低賃金より+ 50円以上とした事業者
(既に達成している場合は申請時点の事業場内最低賃金より+ 50円以上)
- **卒業枠** ⇒ 小規模事業者として定義する従業員数を超えて規模を拡大する事業者
- **後継者支援枠** ⇒ アトツギ甲子園のファイナリスト等となった事業者
- **創業枠** ⇒ 過去3年以内に「特定創業支援事業」による支援を受け創業した事業者

免税事業者からインボイス発行事業者へ転換した事業者は、**全ての枠で50万円の補助上限を上乗せ**。

○ **インボイス特例** ⇒ 免税事業者のうちインボイス発行事業者の登録を受けた事業者

※申請要件等の詳細は、下記事務局HPに掲載の公募要領等をご確認ください。

活用事例①

※ 青字が本補助金の対象経費

古民家をカフェとして営業するため、**厨房を改装**。加えて、地元飲食店との**コラボメニュー開発**や、地域住民の協力を得て様々なイベントをカフェで開催。

活用事例②

蕎麦屋が地元特産のかき揚げをセットメニューに追加するため、**高性能フライヤーを導入**。新規顧客の増加、顧客単価アップを目的として**地元メディアに広告を出稿**。

事務局HP:



商工会地区HP

お問い合わせ先は所在地によって異なるため、上記の商工会地区HPをご参照ください。



商工会議所地区HP

03-4330-3480



jGrants
(ID取得)

今なおコロナの影響を受ける事業者、ポストコロナに対応した事業再構築をこれから行う事業者を重点的に支援

対象

新市場進出、事業・業種転換、事業再編、国内回帰、地域サプライチェーン維持・強化又はこれらの取組を通じた規模の拡大等、思い切った事業再構築に意欲を有する、中小企業等の挑戦を支援します！

STEP1 基本要件（その他事業類型ごとに補助対象要件あり）

- ① 事業再構築指針に示す「**事業再構築**」の定義に該当する事業であること
- ② 事業計画について金融機関等や認定経営革新等支援機関の確認を受けること
- ③ 補助事業終了後3～5年で**付加価値額の年平均成長率3～5%**（事業類型により異なる）**以上増加**、又は従業員一人当たり**付加価値額の年平均成長率3～5%**（事業類型により異なる）**以上増加**の達成

STEP2 申請手続

- 公募要領で**補助対象者、申請要件、対象経費、スケジュール等**を確認

- **GビズIDを取得**※のうえ、電子申請システムにより申請

※本補助金の申請にはGビズID（アカウント）の取得が必要です。
ID取得に一定期間を要しますので、お早めにお手続き下さい。

GビズID 検索



審査

STEP3 事業実施、フォローアップ

- 交付候補者決定、交付申請・決定を経て事業を実施

【注意】事前着手制度は**原則廃止**します。交付決定前に事業を開始された場合は、補助金の交付対象とはなりませんのでご注意ください。

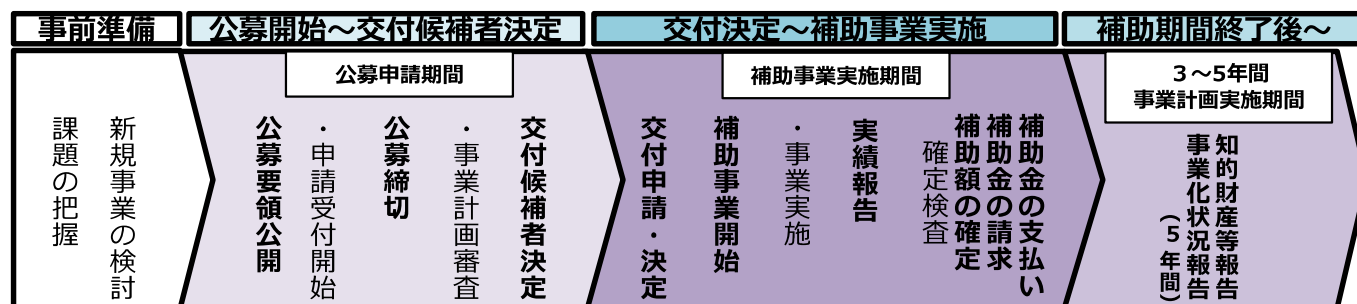
- **補助事業実施期間内に設備投資等を行い、実績報告書を提出**

【注意】補助事業により取得する資産については、法に基づき財産処分に制限が課されますのでご注意ください。

- **3～5年の事業計画に基づき事業を実施し、事業化状況報告を提出**

※5年間、毎年事業化状況報告を提出いただき、事業成果を確認します。

事前準備から事業終了までの流れ



事業類型の概要

事業類型	補助上限額 (※従業員30人の場合)	補助率
成長分野進出枠（通常類型） ・ポストコロナに対応した、成長分野への大胆な事業再構築にこれから取り組む事業者向け ・国内市場縮小等の構造的な課題に直面している業種・業態の事業者向け	3,000万円（※4,000万円） （一部廃業を伴う場合2,000万円上乗せ） ※短期に大規模な賃上げを行う場合	中小1/2（※2/3） 中堅1/3（※1/2） ※短期に大規模な賃上げを行う場合
成長分野進出枠（GX進出類型） ・ポストコロナに対応した、グリーン成長戦略「実行計画」14分野の課題の解決に資する取組をこれから行う事業者向け	中小：5,000万円（※6,000万円） 中堅：1億円（※1.5億円） ※短期に大規模な賃上げを行う場合	中小1/2（※2/3） 中堅1/3（※1/2） ※短期に大規模な賃上げを行う場合
コロナ回復加速化枠（通常類型） ・今なおコロナの影響を受け、コロナで抱えた債務の借り換えを行っている事業者や事業再生に取り組む事業者向け	2,000万円	中小2/3 中堅1/2
コロナ回復加速化枠（最低賃金類型） ・コロナ禍が終息した今、最低賃金引上げの影響を大きく受ける事業者向け	1,500万円	中小3/4（※2/3） 中堅2/3（※1/2） ※コロナで抱えた債務の借り換えを行っていない者の場合
サプライチェーン強靱化枠 ・ポストコロナに対応した、国内サプライチェーンの強靱化に資する取組をこれから行う事業者向け	3億円（※5億円） ※建物費を含む場合	中小1/2 中堅1/3

更なる支援措置（サプライチェーン強靱化枠以外が対象）

【規模拡大】補助事業終了後3～5年で中小・中堅企業等から中堅・大企業等へと規模拡大する事業者の上限上乗せ

【賃上げ】①継続的な賃金引上げ及び②従業員の増加に取り組む事業者の上限上乗せ

中小企業等事業再構築促進事業の活用イメージ

建設業

解体工事業

→建築物の解体を行う事業者が、**解体作業時に発生する素材を使用した燃料製造**を新たに開始。

卸売・小売業

飲食料品卸売業

→米、肥料、農業資材等卸売事業者が、**米加工品製造及び販売**を新たに開始。

製造業

半導体製造装置部品製造

→半導体製造装置の技術を応用した**洋上風力設備の部品製造**を新たに開始。

補助対象経費の例

建物費（建物の建築・改修等）、機械装置・システム構築費、技術導入費（知的財産権導入に要する経費）、外注費（加工、設計等）、広告宣伝費・販売促進費（広告作成、媒体掲載、展示会出展等）、研修費（教育訓練費等）等

【注】補助対象企業の従業員の人件費、従業員の旅費、不動産、汎用品の購入費等は補助対象外です。

お問い合わせ

よくあるご質問

<https://jigyousaikouchiku.go.jp/faq.html>

事業再構築補助金事務局コールセンター コールバック予約システム

<https://jigyousaikouchiku.go.jp/callback.html>



事業再構築補助金事務局HP

省エネルギー投資促進・ 需要構造転換支援事業費補助金

本事業は、省エネルギーの推進を目的に
国内で事業を営む法人と個人事業主のみなさまの省エネルギー対策を
支援するものです。



補助率:補助対象経費の2/3以内 補助金額の上限:15億円/年度
※申請する類型および企業体によって、適用される補助率・補助金額の上限は異なります。

2次公募期間 2024年5月27日(月)～2024年7月1日(月)

支援対象となる3つの類型

(I) 工場・事業場型

③先進設備・システム、④オーダーメイド型設備の導入

(II) 電化・脱炭素燃焼型

⑤指定設備のうち、電化や脱炭素目的の燃料転換を伴う設備等の導入

(W) エネルギー需要最適化型

⑥EMS(エネルギーマネジメントシステム)機器の導入

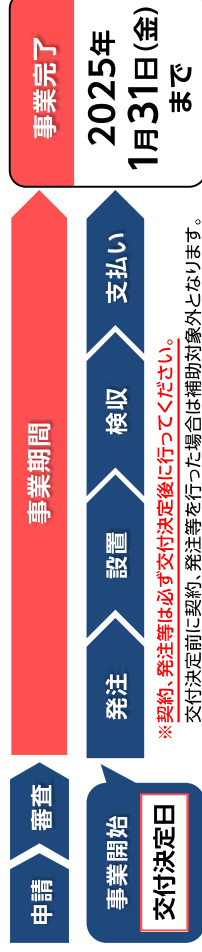
※(II)設備単体型(エネルギー消費効率等の基準を満たし、登録及び公表した指定設備を導入)の申請は、「省エネルギー投資促進支援事業費補助金」に申請してください。

全体スケジュール

公募説明動画をオンラインにて配信します。

詳しくはSIIホームページでご確認ください。▶▶▶ <https://sii.or.jp/>

公募期間	2024年5月27日(月)～7月1日(月)
交付決定	2024年8月下旬(予定)
事業期間	交付決定日から2025年1月31日(金)まで ※複数年度事業は、交付決定日から2028年1月31日(月)まで



留意事項

- ・当資料は2次公募における事業の概略を説明するものです。申請にあたっては必ず別途公開される公募要領等をご確認ください。
- ・補助金申請にあたっては、インターネット環境が必要です。補助事業ポータルサイトにアクセスしてユーザ名を取得のうえ画面の内容に沿って必要事項の入力を行ってください。
- ・補助金の交付決定の前に、既に契約、発注等がなされた事業は、交付対象とはなりません。
- ・交付決定した事業者名、エネマネ事業者名、補助事業の概要等をSIIのホームページ等で公表します。
- ・事業完了(設置完了、検収、支払完了)後、SIIに実績報告書を提出する必要があります。
- SIIの確定検査後に補助金を支払います。
- ・導入した設備は、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図る必要があります。
- ・設備の稼働後、省エネルギーの実績をSIIに報告する必要があります。
- ・導入した設備を財産処分する場合は、予めSIIの承認を得る必要があります。補助金を返還いただく場合もあります。

申請について、ご不明な点はお気軽にお問合せ下さい。

(I) 工場・事業場型	のうち ④ 先進設備・システム	03-5565-3840
(II) 電化・脱炭素燃焼型	のうち ⑤ オーダーメイド型設備	03-5565-4463
(W) エネルギー需要最適化型		03-5565-3840
		03-5565-4463

[受付時間] 10:00～12:00、13:00～17:00(土日祝日を除く)

省エネルギー投資促進・需要構造転換支援事業費補助金では、設備導入を行う補助事業を3つの類型から選ぶことができます。

(I) 工場・事業場型

①先進設備・システムの導入

資源エネルギー庁に設置された「先進的な省エネ技術等に係る技術評価委員会」において決定した審査項目に則り、SIIが設置した外部審査委員会で審査・採択した先進設備・システムへ更新等する事業

申請単位において、原油換算量ベースで、以下いずれかの要件を満たす事業

- ①省エネ率+非化石割合増加率:30%以上
- ②省エネ量+非化石使用量:1,000kl以上
- ③エネルギー消費原単位改善率:15%以上(注)

※複数の対象設備(①②③)を組み合わせて申請する場合、各設備の省エネ効果の合算値で上記要件を満たすこと。
※非化石転換の場合も地元設備となる事業は対象外

補助対象経費^{※1}

設計費・設備費・工事費

補助率

中小企業者等^{※2} 大企業、その他^{※4}
2/3以内 1/2以内

補助金限度額

(以下は非化石申請時)

【上限額】15億円/年度(20億円/年度)
【下限額】100万円/年度
※複数年度事業の1事業当たりの上限額は30億円(40億円)
※連携事業の上限額は30億円(40億円)

※省エネ法特定事業者等の要件について

※連携事業、工場・事業場間一体省エネルギー事業

GX要件について

本事業は、2050年カーボンニュートラルに向けた「脱炭素成長型経済構造移行推進戦略(GX推進戦略)」(令和5年7月閣議決定)における「GX経済移行行動を活用した先行投資支援」の取り組みを通じて成長成長を実現し、社会システム以下「GX」という、する取り組みの一環として位置づけられた事業である。
先行投資支援の基本原則として、「企業が経営革新にコミットメントすることを大前提として、技術の革新性や事業の性質等により、民間企業のみでは投資判断が難しい困難な事業を対象とする」ことと定められている。
本事業の(1)工場・事業場型、(2)電化・脱炭素転換型に申請する場合は、右記の要件を満たすこと。

①GX推進への取組に関する要件

- ・ 民間企業(※)は、SIIのホームページで公表するフォーマットに公募要領記載の取組内容を記入又は、意思を表明し、申請すること。
- ・ 一部の要件について、温暖化対策法における算定報告制度に基づく2020年度CO₂排出量が20t未満の企業又は中小企業基本法に規定する中小企業に該当する企業については、本事業により見込まれる省エネ効果をもとにGX計画の提出をもって、これに替えることができる。
- ※ 会社法上の会社(株式会社・合資会社・合同会社・有価証券会社)に該当する法人
- ②低炭素な化石燃料への燃料転換を行う事業等に関する要件
(※以下は非化石転換型申請時、脱炭素な化石燃料への燃料転換を行う事業等に該当する)
- ・ 石炭・石油等からガス等の低炭素な化石燃料への燃料転換を行う事業又は、継続して化石燃料を使用する事業を実施する補助対象事業者に対しては、公募要領記載のコミットメントを求める。
- ・ 交付申請時には、申請者にコミットメントに対する意思表明を求める。なお、省エネ法上の特定事業者等については、コミットメントの内容を省エネ法の中長期計画書に記載すること。

新たな 支援策

(II) 電化・脱炭素燃転型

③指定設備のうち電化や脱炭素目的の燃料転換を伴う設備等の導入

化石燃料から電気への転換や、より低炭素な燃料への転換等、電化や脱炭素目的の燃料転換を伴う指定設備等へ更新する事業

電化・脱炭素目的の燃料転換を伴うこと。
(ヒートポンプで対応できる低温域は電化のみ)

対象設備は、SIIが予め定めたエネルギー消費効率等の基準を満たし、補助対象設備として登録及び公表した以下の指定設備。

- ①産業ヒートポンプ ④高効率コージェネレーション
- ②業務用ヒートポンプ給湯器 ⑤高性能ボイラ
- ③低炭素工業炉

※上記①～⑤に該当しない「その他SIIが認めた高性能な設備」のうち、電化・脱炭素燃転に資するとして指定した設備も対象となる。

補助対象経費

設備費のみ (電化の場合は付帯設備も対象)

補助率

1/2以内

補助金限度額

(以下は電化の場合)

【上限額】3億円/事業全体(5億円/事業全体)
【下限額】30万円/事業全体
※複数年度事業の1事業当たりの上限額は3億円(5億円)

(注) エネルギー消費原単位改善等での申請は、設備更新後において、生産量が増加し、かつ、エネルギー消費量が増加する事業に限る。

- ※1 (1) (IV) 類型共通で投資回収年数が5年以上、経費当たり計画省エネルギー量が補助対象経費1千万円当たり1kWh以上の事業であること。トップランナー制度対象機器を導入する場合は、トップランナー基準を満たす機器であること。「エネルギー使用量が1,500kWh以上の工場・事業場」と「中小企業等に該当しない会社法上の会社(株式会社、合資会社、合同会社、有価証券会社)のみ」をなし大企業を含むことは、省エネ法に基づき作成した中長期計画等に記載されている事業であること。導入した補助対象設備の1年間のエネルギー使用量と省エネルギー効果等を報告すること。
- ※2 中小企業者等とは、中小企業者(中小企業基本法第2条に規定する中小企業者を除く)、個人事業主、中小企業団体等及び会社法(平成17年法律第86号)上の会社(株式会社、合資会社、合資会社・合同会社・有価証券会社)以外の法人(医療法人、社会福祉法人、NPO法人等)であり、かつ従業員が300人以下の法人。
- ※3 大企業とは、会社法(平成17年法律第86号)上の会社(株式会社・合資会社・合同会社・有価証券会社)であり、「[中小企業者]」、「[みなし大企業]」のいずれにも該当しない法人。なお大企業は次のいずれかの申請要件を満たす場合のみ補助対象事業者とする。
・ 省エネ法の事業者クラス分け評価制度において「5ククラス」または「4ククラス」に該当する事業者(2次公開に申請する場合、以下の※を満たすこと)
※「5ククラス」については、公募要領切点時(令和5年定期報告書)として資源エネルギー庁ホームページにて、「5ククラス」として公表されていることが確認できる事業者
※「4ククラス」に該当する事業者として申請する場合は、令和5年定期報告書(特定第4年度事業者の過去5年度間のエネルギー使用に係る原単位及び電気需要平準化評価原単位の変化状況)を提出すること。
- ※4 その他とは、みなし大企業に該当する法人又は会社法(平成17年法律第86号)上の会社(株式会社・合資会社・合同会社)以外の法人(医療法人、社会福祉法人、NPO法人等)であり、かつ従業員が300人を超える法人。

(IV) エネルギー需要最適化型

④EMS(エネルギーマネジメントシステム)機器の導入

SIIに登録されたエナメ事業者と「エネルギー管理支援サービス」を契約し、SIIに登録されたEMSを用いて、より効果的に省エネルギー化及びエネルギー需要最適化を図る事業

申請単位において、「EMSの制御効果」と「省エネ診断等の運用改善効果」で、以下の要件を満たす事業

省エネ率:2%以上

補助対象経費^{※1}

設計費・設備費・工事費

補助率

中小企業者等^{※2} 大企業、その他^{※4}
1/2以内 1/3以内

補助金限度額

【上限額】1億円/事業全体
【下限額】100万円/事業全体
※複数年度事業の1事業当たりの上限額は1億円

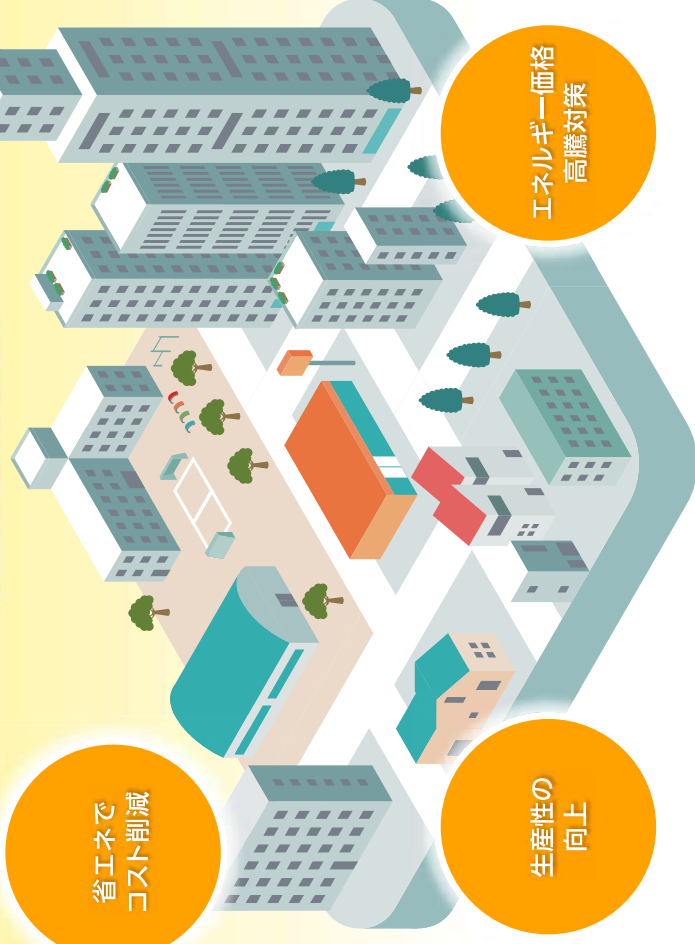
いずれの類型も複数年も複数年の投資・事業計画に切れ目なく対応。複数年度事業に申請するための条件等は、公募要領等をご確認ください。

※省エネ法特定事業者等の要件について

※連携事業、工場・事業場間一体省エネルギー事業

省エネルギー投資促進 支援事業費補助金

本事業は、省エネルギーの推進を目的に
国内で事業を営む法人と個人事業主のみなさまの省エネルギー対策を
支援するものです。



補助率:補助対象経費の $\frac{1}{3}$ 以内 補助金額の上限:1億円/事業全体
※ 申請する類型によって、適用される補助率・補助金額の上限は異なります。

2次公募期間 2024年5月27日(月)～2024年7月1日(月)

支援対象となる2つの類型

(Ⅲ) 設備単位型

⑥指定設備 (エネルギー消費効率等の基準を満たし、登録及び公表したもの)を導入

(Ⅳ) エネルギー需要最適化型

⑧EMS (エネルギーマネジメントシステム)機器の導入

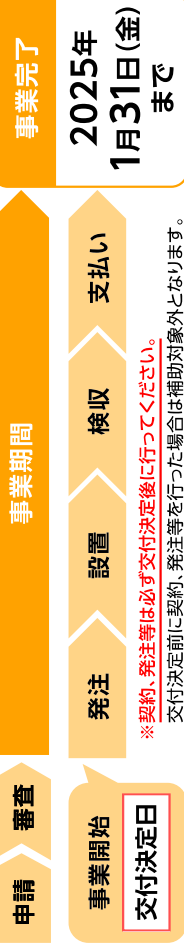
※ (Ⅰ)工場・事業場型、(Ⅱ)電化・脱炭素型(単独)、(Ⅲ)エネルギー投資促進・需要最適化型(単独)の申請は、「省エネルギー投資促進・需要最適化型支援事業費補助金」に申請してください。

全体スケジュール

公募説明動画をオンラインにて配信します。

詳しくはSIIホームページでご確認ください。▶▶▶ <https://sii.or.jp/>

公募期間	2024年5月27日(月)～7月1日(月)
交付決定	2024年8月下旬(予定)
事業期間	交付決定日から2025年1月31日(金)まで ※複数年度事業は、交付決定日から2026年1月30日(金)まで



留意事項

- ・当資料は2次公募における事業の概略を説明するものです。申請にあたっては必ず別途公開される公募要領等をご確認ください。
- ・補助金申請にあたっては、インターネット環境が必要です。補助事業ポータルサイトにアクセスしてユーザ名を取得のうえ画面の内容に沿って必要事項の入力を行ってください。
- ・補助金の交付決定の前に、既に契約、発注等がなされた事業は、交付対象とはなりません。
- ・交付決定した事業者名、エネマネ事業者名、補助事業の概要等をSIIのホームページ等で公表します。
- ・事業完了(設置完了、検収、支払完了)後、SIIに実績報告書を提出する必要があります。
- ・SIIの確定検査後に補助金を支払います。
- ・導入した設備は、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図る必要があります。
- ・設備の稼働後、省エネルギーの実績をSIIに報告する必要があります。
- ・導入した設備を財産処分する場合は、予めSIIの承認を得る必要があります。補助金を返還いただく場合もあります。

申請について、ご不明な点はお気軽にお問合せ下さい。

(Ⅲ) 設備単位型

ナビダイヤル 0570-057-025

【IP電話からのお問い合わせ】 042-204-0989

(Ⅳ) エネルギー需要最適化型

03-5565-4463

【受付時間】 10:00～12:00、13:00～17:00(土日祝日を除く)

省工ネルギ一投資促進支援事業費補助金では、

令和4年度補正事業	本年度より設備導入を行う補助事業の名称を変更しております。	
令和5年度補正事業	◎ 指定設備導入事業 (Ⅲ) 設備単位型 ◎ エネルギー需要最適化対策事業 (Ⅳ) エネルギー需要最適化型	

(IV) エネルギー需要最適化型

④EMS(エネルギー管理システム) 機器の導入

図 8 事業
効果的に省エネルギー化及びエネルギー管理支援
SIIに登録されたエネマ事業者と「エネルギー管理支援
サービス」を契約し、SIIに登録されたEMSを用いて、より



上記に該当しない「その他SIIが認めた高性能な設備」として指定した設備も対象となる。

補助対象経費

設計費・設備費・工事費

補助率	補助率
1/3以内	中小企業者等 ^{※2}
1/3以内	大企業、その他 ^{※3、※4}

補助金限度額

【上限額】1億円/事業全体
【下限額】30万円/事業全体

＊省エネ法特定事業者等の要件について
 年間のエネルギー使用量が原油換算1,500k以上である事業者(省エネ法特定事業者等)は、省エネ法に基づく定期報告情報を開示する制度に参加宣言していることを要件とする。

※1 (W)エネルギー需要最適化型を含む申請は、投資回収年数が5年以上、経費当り1計画省エネルギー1千円が補助対象経費、1千円当たりの1以上の事業であること。
(エ)エネルギー使用量が1,500kWh以上の工場・事業場と中小企業者・店舗当り1台以上の会社(株式会社、合資会社、合同会社、有限会社)※みなし大企業を含むは、省エネ法に基づき作成した中長期計画等に記載されている指定設備またはEMS機器を導入する事業であること。導入した補助対象設備の1年間のエネルギー使用量と節エネ量を報告すること。

※2 中小企業者等とは、中小企業者(中小企業基本法第3条に規定する中小企業業者であつて、みなし大企業を除く)、個人事業主、中小企業団体等及び会社法(平成17年法律第86号)の会社(株式会社・合資会社・合同会社・有限会社)以外の法人(医師法人、社会福祉法人、NPO法人等)であり、かつ従業員が300人以下の法人。

※ 大企業とは、会社法(平成17年法律第86号)上の会社(株式会社・合名会社・合同会社・有限会社)であり、[中小企業者]・[みなし大企業]のいずれにも該当しない法人。なお大企業は次のいずれかの申請要件を満たす場合のみ補助対象事業者とする。

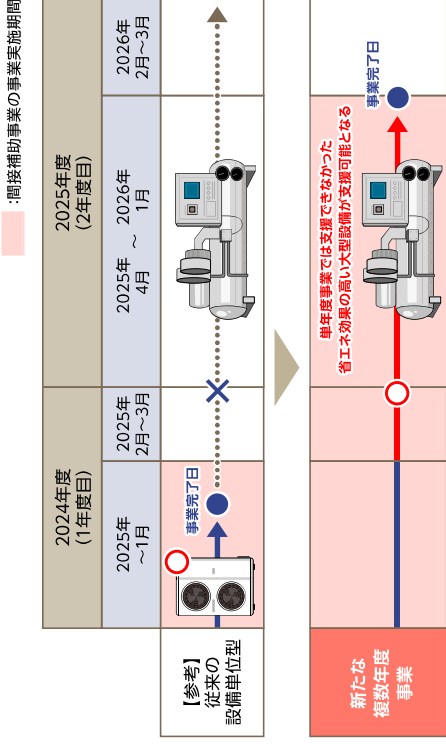
(IV) エネルギー—需要最適化型との組み合わせについて

(Ⅲ) 設備単位型に、(Ⅳ) エネルギー需要最適化型を組み合わせさせて申請することが可能です。その場合、それぞれの申請要件、補助率が適用されます。また、補助金限度額はそれぞれの事業の上限金額の合計となります。なお、(Ⅳ) エネルギー需要最適化型の単独申請は対象外です。



日知(○)田(○)新(○)世(○)新(○)

従来の設備単位型(C指定設備導入事業)では、投資・事業計画が単年度で完了する事業が対象であり、複数年にわたる事業は対象外でした。本事業では、総合的経済対策を踏まえ、国庫債務負担行為を活用し、新たに複数年(2年度事業)にわたる投資・事業計画を支援します。



復數年數事業に申請するのための条件は、公衆の健康を確保し得るだけだとい。

・省エネ法の事業者クラス分け評価制度において「Sクラス」または「Aクラス」に該当する事業者(2次公募に申請する場合、以下の※を満たすこと)

※「Sクラス」については、公表締切時点で「令和5年定期報告書分」として資源エネルギー庁ホームページにて、「Sクラス」として公表されていることが確認できる事業者

※「アプランス」に該当する事業者として申請する場合は、令和5年定期報告書「特定第4表事業者の過去5年間のエネルギーの使用に係る原単位及び電気需要平準化評価原単位の算出状況」を提出すること。

※4 中核財団・画書の「ベンチマーク指標の見込み」に記載された2030年度（目標年度）の見込みが、ベンチマーク目標を達成する事業者と他とは、みな同一企業に該当する法人又は会社法第86号「上の会社（株式会社）：名を会社・子会社・子会社・子会社以外の法人（医衛法人、社会福祉法人、NPO法人等）であり、かつ従業員が300人超える法人」とあり、かつ従業員が300人超える法人。

『農林水産物・食品の輸出の拡大に向け、HACCP等に対応した施設や機器の整備を行いたい』

(令和5年度補正予算)

(令和6年度当初予算)

食品産業の輸出向けHACCP等対応施設の整備

食品製造事業者等が行う輸出先国等の規制・条件(食品衛生、ハラール・コーシャ等)に対応した施設の新設及び改修、機器の整備を支援します。

対象となる方

輸出を行う計画をもつ食品製造業者、食品流通事業者、中間加工業者など。
(例:肉製品、水産加工品、農産加工品、菓子や卵製品などあらゆる食品の製造・加工業者)

応募には、輸出事業計画及び事業実施計画書の作成が必要となります。

また、応募にはHACCPチームの編成等の一定の要件があります。

支援内容

(1) 施設等整備事業

輸出向けHACCP等の認定・認証取得に向けた対応や検疫等の輸出先国の規制への対応に必要な施設・設備の整備(新設・増築(掛かり増し分)、改修)及び機器の整備を支援。

【対象施設・機器の例】

施設の衛生管理の強化に向けた排水溝・床・壁等の改修、エアシャワー・殺菌機等の衛生管理設備の導入、温度管理を要する装置・設備の導入、等

(2) 効果促進事業

認証取得に向けたコンサルティング費や認証取得後の適切な管理・運用を行うための人材育成に係る研修費等、上記(1)の事業と一体となってその効果を一層高めるために必要な費用を支援。((1)の事業費の20%以内)

交付額及び交付率

(1) 交付額

(令和5年度補正) 上限5億円、下限250万円

(令和6年度当初) 上限1億円、下限500万円

(2) 交付率

1/2以内

農林水産物・食品の輸出の拡大に向けた施設・設備の整備を支援します！

施設等整備事業

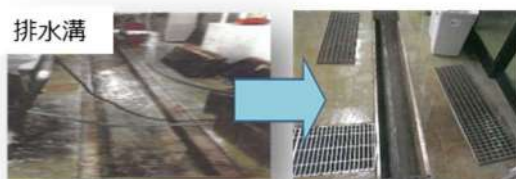
- ① HACCP 等の認定取得に必要な規格を満たすための施設・設備
- ② 輸出先国のバイヤー等が求める ISO、FSSC、JFS-C 等の認証取得に必要な施設・設備
- ③ 検疫や添加物等の輸出先国の規制に対応するための施設・設備

効果促進事業

施設整備と一体的に行い、その効果を高めるために必要なコンサルティング



空気を經由した汚染の防止設備
(パーティション) の導入



施設の衛生管理の強化に向けた排水溝、
床、壁等の改修



温度管理を要する装置・設備の導入

ご利用方法

整備を行う施設等が所在する都道府県窓口へご連絡願います。都道府県窓口リストは以下に掲載しています。

<https://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/gfp/haccp.html>

要望調査への応募をお考えの方は、以下のページをご確認の上、整備する施設の所在する都道府県窓口にご相談ください。

<https://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/gfp/haccp.html>

【 お問い合わせ先 】

北海道農政事務所 生産経営産業部 事業支援課 電話:011-330-8810
東北農政局 経営・事業支援部 輸出促進課 電話:022-221-6402
関東農政局 経営・事業支援部 輸出促進課 電話:048-740-0066
北陸農政局 経営・事業支援部 輸出促進課 電話:076-232-4233
東海農政局 経営・事業支援部 輸出促進課 電話:052-223-4619
近畿農政局 経営・事業支援部 輸出促進課 電話:075-414-9101
中国四国農政局 経営・事業支援部 輸出促進課 電話:086-230-4258
九州農政局 経営・事業支援部 輸出促進課 電話:096-300-6201
内閣府 沖縄総合事務局 農林水産部 食料産業課 電話:098-866-1673

事業全体に関する問い合わせ窓口
輸出・国際局 輸出支援課
電話:03-6744-2375

『産地市場や加工施設などの共同利用施設を整備したい』

(令和6年度当初予算)

①浜の活力再生・成長促進交付金

(令和5年度補正予算)

②水産業競争力強化緊急施設整備事業

水産業のスマート化を推進する取組に必要な共同利用施設・機器の整備、産地市場の統廃合に必要な共同利用施設の整備、衛生環境を強化するために必要な共同利用施設の整備等を支援することにより、水産業の成長産業化を推進します。

対象となる方

①の事業の場合

浜プランに参画する水産加工業協同組合、又は、水産加工業又は水産流通業の発展を目的とする団体・法人(水産加工業者又は水産流通業者(5人以上)が主たる構成員となる団体)

②の事業の場合

広域浜プランに参画する水産加工業協同組合

支援対象施設及び補助率

(1)対象施設

鮮度保持施設、加工処理施設、荷さばき施設、廃棄物等処理施設、加工流通作業等軽労化施設、衛生環境強化施設など

(2)補助率

事業費の1/2以内、4/10以内、1/3以内

ご利用方法

事業を実施する際は都道府県水産部局に申請してください。また、詳しくは、下記お問い合わせ先までお問い合わせください。

【 お問い合わせ先 】

水産庁漁政部加工流通課調整班

電話:03-6744-2350

各都道府県 水産部局

『地域の魅力ある商品の関係者が連携する輸出取組等を行いたい』

(令和5年度補正予算)

グローバル産地生産流通基盤強化緊急対策事業のうち

加工食品クラスター輸出緊急対策事業

加工食品の輸出拡大に向けて、食品製造事業者等が連携した加工食品のPRやテストマーケティング、輸出先国の規制等に対応した商品開発に必要な機械の導入等を支援します。

対象となる方

加工食品の輸出拡大を目指す食品製造事業者等

(ただし、「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」(令和2年11月30日)に記載のある清涼飲料水、菓子、ソース混合調味料、味噌・醤油、地域の特色ある食品を優先。)

支援内容

(1) 加工食品のPR、テストマーケティング、輸出人材育成等

加工食品の輸出について、複数の食品製造事業者等が参画した商流拡大に向けたプロモーションやテストマーケティング、輸出人材育成等に係る費用。

(2) 輸出先国の規制等に対応した商品開発に必要な機械の導入等

輸出先国・地域の規制・条件等に対応した商品の開発・製造のために必要な機械導入等に係る費用。

○補助率

補助率は、補助の対象となる経費について

食品製造事業者等を構成員とする団体の場合は**定額(2,000万円を上限とする。)**

それ以外の場合は**1/2以内(500万円を上限とする。)**を助成します。

○要件

・輸出事業計画の認定(事業実施期間中)

・輸出先国のマーケット事情に精通した専門家(コンサル、商社等)等との連携

・(2)の事業は、中小企業者(資本金の額若しくは出資の総額が3億円以下又は常時使用する従業員の数が300人以下を満たすもの)又は主として中小企業者から構成される団体に限る。

ご利用方法

■ 事業スキーム



公募時に関係機関に必要書類を提出してください。

【 お問い合わせ先 】

大臣官房新事業・食品産業部食品製造課

電話: 03-6744-2068

『関係者と連携した新たな取組により、水産物の輸出拡大に取り組みたい』

輸出ターゲット国における輸出支援体制の確立緊急対策のうち

水産物輸出拡大連携推進事業

生産・加工・流通・輸出等の関係者が連携して国際マーケットに通用するモデル的な商流・物流を構築しようとする取組に対して支援します。

対象となる方

①から③の参加は必須とし、①から⑤により構成される輸出拡大連携協議会

- ①生産段階事業者（漁業者、養殖業者又はこれらの者が構成する団体）
 - ②加工・流通段階事業者（水産加工、卸売、物流等の業を営む事業者又はこれらの者が構成する団体）
 - ③輸出段階事業者（我が国から海外への水産物の輸出の業を営む事業者又はこれらの者が構成する団体）
 - ④行政・試験研究機関
 - ⑤その他の民間団体等（情報通信事業者、機器メーカー等）
- ※日本国内に所在する民間団体等に限りします。

支援内容

（1）輸出バリューチェーン改善検討事業（補助率：定額）

輸出拡大連携協議会の運営や事業計画の深化及び新技術・システム等の調査・検討等に要する経費を支援します。

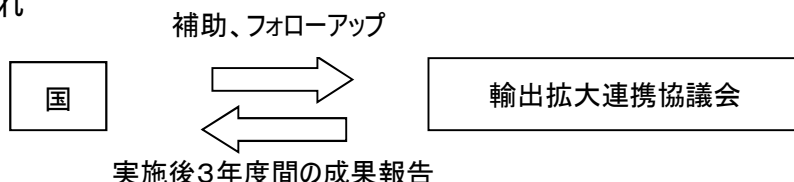
（2）輸出バリューチェーン改善システム等導入事業（補助率：1／2以内）

電子システムの開発・導入、水産物の加工や集出荷、貯蔵、販売等のための機器・資材の購入等に要する経費を支援します。

（3）輸出バリューチェーン改善実証事業（補助率：1／2以内）

新製品の試験製造・輸出、電子システムの運用等、協議会が行う取組の効果・持続可能性を実証するために必要な経費等を支援します。

■ 事業の流れ



ご利用方法

水産庁が実施する公募に応募する必要があります。
ご不明の点については下記お問い合わせ先にご連絡ください。

【 お問い合わせ先 】

水産庁漁政部加工流通課指導班
電話：03－3591－5612

『原材料不足、人手不足、経営体力不足などの課題の解決に取り組みたい』

持続可能な水産加工流通システム推進事業のうち

水産加工連携プラン支援事業

水産加工流通業が直面する原材料不足や人手不足、経営力向上といった課題の解決に向け、生産・加工・流通・販売を含むサプライチェーン上の関係者や金融機関等の専門家の連携による水産加工・流通の取組を総合的に支援します。

対象となる方

以下の②と①～⑧との2者以上により構成される連携協議会

- ① 生産段階事業者（漁業者、養殖業者）
- ② 加工・流通段階事業者（水産加工、倉庫・保管、卸売・仲卸、物流等の業を営む事業者）
- ③ 販売段階事業者（小売・外食等の業を営む事業者）
- ④ ①～③の者が構成する団体
- ⑤ 金融機関
- ⑥ 地方公共団体
- ⑦ 研究機関
- ⑧ その他民間事業者等

※構成員は日本国内に所在する組織に限ります。

支援内容

（1）対象となる取組

- ア. 資源状態の良い魚種への原材料転換等により原材料不足に対処し環境負荷の少ない原材料調達を行う取組
- イ. ICTやDX等の先端技術、高品質な商品作り等による生産性を向上する取組
- ウ. 流通の効率化、作業自動化等を通じて人手不足を解消し無駄のない持続的な供給体制を構築する取組
- エ. その他持続可能な水産加工流通業の実現に資する取組

（2）対象経費

調査・商談等旅費、プロモーション資材等作成費、研修等経費、新商品開発経費、電子システム導入費、物流構造改善費、水産加工機器・資材、流通機器・資材等

（3）補助率 **1／2等**

ご利用方法

- （1）国産水産物流通促進センターが行う公募等に応募いただき、審査委員会による審査を経て、採択されます。
- （2）類似の実績事例については、水産庁及び国産水産物流通促進センターのホームページをご参照ください。

【 お問い合わせ先 】

水産庁漁政部加工流通課指導班

電話：03－3591－5612

『東日本大震災被災地産の水産加工品の販路を回復・開拓したい』

水産業復興販売加速化支援事業のうち

復興水産加工業等販路回復促進指導事業 及び水産加工業等販路回復取組支援事業

被災地（青森～千葉の各県、栃木県及び群馬県）の水産加工業者に対し、販路回復・新規開拓等のための専門家による個別指導やセミナー等の開催、必要な機器整備を支援します。

対象となる方

東日本大震災の被災地で水産加工業を営む事業者等

なお、この事業において被災地とは、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県及び千葉県の上記8県において著しい被害があった地域とします。

支援内容

（1）復興水産加工業等販路回復促進指導事業（補助率：定額）

① 復興水産販路回復アドバイザーによる現地指導事業

復興水産販路回復アドバイザー（商品開発コーディネーター、6次産業化プランナー、地域活性化支援アドバイザー等の専門家）による販路回復等に向けた個別指導に対して支援します。

② 販路回復セミナーの開催

商談力や加工技術の向上、輸出の取組方法等、販路の回復・開拓に役立つテーマについての専門家等を講師としたセミナーの開催を支援します。

③ 商談会の開催

被災地水産加工品の安全性のアピールや震災で失った販路の回復のため、全国の主要な消費地において商談会を開催し、その出展経費を支援します。

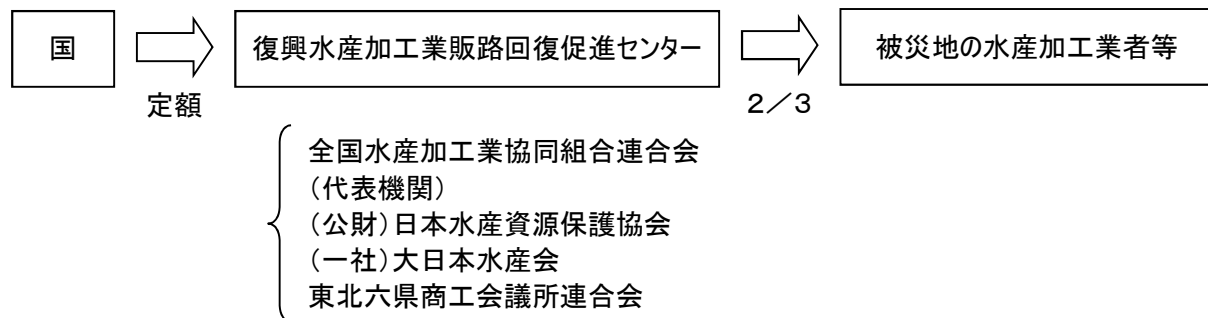
④ 特設WEBサイトや外食店等を活用した情報発信

被災地水産加工品の情報を集約した特設サイト「UMIUMA（うみうま）」により、おいさと魅力を発信するとともに、外食店等において被災地水産加工品を活用したメニューの提供により、販路拡大を支援します。

（2）水産加工業等販路回復取組支援事業（補助率：2／3）

被災地の水産加工業者の、販路回復・新規創出等に向けた取組に必要な加工機器の整備や新商品開発、マーケティング調査等に必要な経費を支援します。

■ 事業の流れ



ご利用方法

詳しくは、下記お問い合わせ先の復興水産加工業販路回復促進センターまでお問い合わせください。また、これまでの取組実績等は同センターのホームページをご参照ください。

【 お問い合わせ先 】

復興水産加工業販路回復促進センター
(代表機関: 全国水産加工業協同組合連合会)

電話: 03-3662-2040

URL: <http://www.fukko-hanro.jp/>

『加工原材料を安定的に調達して、価格高騰に打ち勝って 水産加工業を継続したい』

(令和5年度補正予算)

食品原材料調達リスク軽減対策事業

ウクライナ情勢等に関連して、依然として多くの輸入食品原材料の価格が高い水準にあるなど、輸入原材料の調達リスクが顕在化する中で、食品事業者の原材料の調達リスクの軽減が喫緊の課題となっています。このため、食品製造事業者等に対し、産地との連携強化や原材料調達先の多角化の取組を支援することで、原材料調達に関するリスクに対応し、フードサプライチェーンの強化を図ります。

対象となる方

食品製造事業者等

支援内容

1. 食品原材料調達先多角化支援

原材料調達先の多角化等を通じた調達リスク軽減のため、食品原材料切替等に伴う機械・設備等の導入・更新、調査、新商品等の開発・製造・販売・PRの取組を支援します。

- (1) 補助率 **1/2**
- (2) 補助上限額 1件あたり5億円(下限100万円)
- (3) 補助対象経費

①新商品開発費(試作品の原材料費、機械費、調査経費を含む。)、②原材料切替等に伴う機器導入費、③製造ラインの変更・増設費、④食品表示変更に伴う包装資材の更新費(デザイン作成、初期費用、廃棄包装資材相当数分の新包装資材分に限る。)、⑤新商品PR費

2. 食品製造業者等と産地の連携強化支援

食品製造業者等が求める原材料の安定確保により食品産業のサプライチェーン全体での持続可能性を高めるため、産地支援の取組※を行う食品製造業者等の産地との連携による原材料切替等に伴う機械・設備等の導入・更新・調査・新商品の開発・製造・販売・PRの取組みを支援します。

- (1) 補助率 **1/2**
- (2) 補助上限額 1件あたり5億円(下限100万円)
- (3) 補助対象経費

①新商品開発費(試作品の原材料費、機械費、調査経費を含む。)、②原材料切替等に伴う機器導入費、③製造ラインの変更・増設費、④食品表示変更に伴う包装資材の更新費(デザイン作成、初期費用、廃棄包装資材相当数分の新包装資材分に限る。)、⑤新商品PR費、⑥産地支援に係る資材、機械、設備導入費、⑦産地への生産作業補助のための社員等派遣旅費

※産地支援の取組は限定されているので、事前にご確認下さい。

ご利用方法

事業の詳しい内容については、事業専用公募サイト
(<https://jmac-foods.com/genzairyou/r5/>)をご覧くださいか、事業実施者である、(株)日本能率協会コンサルティング(0570-550-074)にお問い合わせください。

【 お問い合わせ先 】

(株)日本能率協会コンサルティング

電話:0570-550-074

水産庁漁政部加工流通課

電話:03-6744-2350

大臣官房新事業・食品産業部食品製造課

電話:03-6744-2089

『機械設備を導入したい』

小規模企業者等設備貸与事業

小規模企業者等が必要な機械設備を(公財)みやぎ産業振興機構が代わって購入し、長期、低利の割賦販売により貸与することで創業及び経営革新を促進します。

対象となる方

- 県内に工場・店舗を有している事業所(小規模企業者)
- ・常用従業員数が20名以下(商業・サービス業は5名以下)
- ※条件を満たせば50人まで受付可能

対象施設及び限度額等

- (1) 対象設備
 - ・産業機械や印刷機、建設用機械など小規模企業者等の事業の用に供する設備
 - ・機械設備の導入により、経常利益と付加価値の一定以上の向上見込みが必要
- (2) 限度額
100万円以上1億円以下
- (3) 損料率
1.1～1.9%(基準金利1.5%)
※審査基準に基づく格付け連動金利
- (4) 返済期間
3～10年以内

※ご不明な点については、下記お問い合わせ先にご連絡ください。

【お問い合わせ先】

(公財)みやぎ産業振興機構 金融支援課

電話:022-225-6636

『省エネルギー設備への更新等に取り組みたい』 みやぎ二酸化炭素排出削減支援事業 (高効率設備等導入事業)

県内の事業所に省エネルギー設備を導入する事業者に対して、設備導入に要する経費の一部を補助します。

対象となる方

宮城県内に事業所を有する法人等

対象事業

県内事業所で実施する省エネルギー設備の更新事業で、12月28日までに事業が完了する、費用対効果 0.001 (t-CO₂/千円・年)以上、補助対象経費 100 万円以上のものが対象です。

支援内容

区分	要件	補助率	補助上限額
①脱炭素化枠	建築物におけるZEBの実現又はSBTの達成に必要な設備の導入事業	1/2 以内	1,000 万円
②大規模削減枠	100t-CO ₂ /年以上の排出削減を行う設備の導入事業	1/2 以内	1,000 万円
③EMS枠	エネルギーマネジメントシステム(EMS)を併設した省エネルギー設備の導入事業	EMS: 1/2 以内 設備: 各枠の補助率	500 万円
④診断枠	省エネルギーセンター等が行う省エネルギー診断の結果に基づき実施する省エネルギー設備の導入事業	1/2 以内	500 万円
⑤県産枠	県認定製品の省エネルギー設備の導入事業	1/2 以内	500 万円
⑥一般枠	上記①から⑤以外の省エネルギー設備の導入事業	1/3 以内	500 万円
⑦断熱改修等枠	①～⑥の事業に併せて、空調設備のエネルギー使用量の削減効果を高めるために断熱改修等を行う事業に対し、上乘せで補助するもの	1/2 以内	1,000 万円

募集期間

令和6年4月上旬から令和6年5月下旬まで(予定)

利用方法

詳細については、下記ホームページをご覧ください。

<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kankyo-s/>

【お問い合わせ先】

宮城県環境生活部

環境政策課省エネ・再エネ推進班

電話: 022-211-2664

『再生可能エネルギー設備の導入に取り組みたい』 みやぎ二酸化炭素排出削減支援事業 (再生可能エネルギー等設備導入事業)

県内の事業所に再生可能エネルギー設備を導入する事業者に対して、設備導入に要する経費の一部を補助します。

対象となる方

宮城県内に事業所を有する法人等

対象事業

県内事業所に再生可能エネルギー等設備を導入する事業で、2月28日までに事業が完了するものが対象です。

支援内容

区分	要件	補助率	補助上限額
①エネルギー自立促進枠	再生可能エネルギー等の利用等により、化石エネルギー消費量の大幅な削減に資する次の事業 (イ) 民生業務用建築物において、ZEBの実現に必要な設備等を設置する事業 (ロ) 事業で使用する電力を全て再生可能エネルギー等で調達するために必要な設備等を設置する事業 (ハ) SBTの達成に必要な設備等を設置する事業	1/2 以内	2,000 万円
②一般枠	自家消費を目的として太陽光発電設備等を設置する事業(太陽光発電設備等と同時に導入する蓄電池を含む)	1/3 以内	2,000 万円
	自家消費を目的として一定の設備等(太陽光発電設備等を除く)を設置する事業	1/2 以内	2,000 万円
	売電を目的として一定の設備等(太陽光発電設備等を除く)を設置する事業	1/2 以内	1,000 万円

募集期間

令和6年4月上旬から令和6年5月下旬まで(予定)

利用方法

詳細については、下記ホームページをご覧ください。

<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kankyo-s/>

【お問い合わせ先】

宮城県環境生活部

環境政策課省エネ・再エネ推進班

電話:022-211-2664

『再生可能エネルギー設備の導入に取り組みたい』

太陽光発電を活用した EV 利用モデル導入支援事業

県内の事業所に太陽光発電とEVを組み合わせて導入する事業者に対して、設備導入に要する経費の一部を補助します。

対象となる方

宮城県内に事業所を有する法人等

対象事業

県内事業所に太陽光発電とEVを組み合わせて導入する事業で、2月28日までに事業が完了するものが対象です。

支援内容

【対象経費】

設備費（太陽光発電設備、EV・PHEV、V2H）、設計費、工事費等
※3種全て新設ではなく一部既設も対象、PHEVも対象、
充電設備は対象外（充放電設備のみ対象）

【補助率】 ①+②＝最高 700 万円

①通常（3種のうち2種以上新設）

1／2以内 上限合計 350 万円

・太陽光:250 万円

・EV:50 万円、PHEV:25 万円

・V2H:50 万円 ※充放電型のみ

②特別加算（①に加算）

⇒3種＋蓄電池又はEMSを新設する場合に加算 上限額 350 万円

・太陽光:5万円/kW

・蓄電池:5万円/kWh

・EMS:2/3以内

募集期間

令和6年4月上旬から令和6年5月下旬まで（予定）

利用方法

詳細については、下記ホームページをご覧ください。

<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kankyo-s/>

【お問い合わせ先】

宮城県環境生活部

環境政策課省エネ・再エネ推進班

電話:022-211-2664

『再生可能エネルギー設備の導入に取り組みたい』

第三者所有モデル 太陽光発電導入支援事業

県内の事業所にPPAやファイナンスリースにより太陽光発電設備を導入する場合に、導入に要する経費の一部を補助します。

対象となる方

宮城県内に事業所を有する法人等

対象事業

県内事業所にPPAやファイナンスリースにより太陽光発電設備を導入する事業で、2月28日までに事業が完了するものが対象です。

支援内容

【対象経費】

設備費、設計費、工事費等

※オンサイトPPA、ファイナンスリース、オフサイトPPAが対象

【補助率】

太陽光 1kWあたり5万円

蓄電池 1kWhあたり6万円

上限 1,500万円(太陽光発電設備、蓄電池を含む)

※蓄電池の設置は必須(ただし、オフサイトPPAは任意とする)

募集期間

令和6年4月上旬から令和6年5月下旬まで(予定)

利用方法

詳細については、下記ホームページをご覧ください。

<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kankyo-s/>

【お問い合わせ先】

宮城県環境生活部

環境政策課省エネ・再エネ推進班

電話:022-211-2664

『再生可能エネルギー設備の導入に取り組みたい』

太陽光発電設備等共同購入事業

太陽光発電設備等の購入希望者を募り、一括発注することによるスケールメリットを活かすことで、市場価格よりも安価に設備を購入するものです。

対象となる方

宮城県内に事業所を有する法人等

対象設備

太陽光発電設備（10キロワット以上）
※オプションとして蓄電池等も併せて購入できます。

参加のメリット

- ・登録から工事完了まで、購入希望者を事務局がサポートします。
- ・スケールメリットにより、費用低減が見込めます。
- ・厳選された販売施工事業者が工事を行います。

参加登録の方法



募集期間

令和6年9月上旬から令和7年3月下旬（予定）

利用方法

詳細については、下記ホームページをご覧ください。

<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kankyo-s/>

【お問い合わせ先】

宮城県環境生活部

環境政策課省エネ・再エネ推進班

電話：022－211－2664

令和6年度

みやぎ産業廃棄物3R等推進事業費補助金（設備整備）

宮城県では、産業廃棄物の3Rの効果のある設備を県内に設置する事業者の皆様に対し、費用の一部を補助します。

▶ 募集期間

令和6年4月1日（月）～令和6年4月30日（火）

※ 今年度から、原則電子メール等での申請となります。

※ 窓口での提出を希望される場合は、事前の来庁予約をお願いします。

★ 補助の内容と対象設備

補助の内容 **補 助 率：1／2～2／3以内**
補助上限額：2,000～5,000万円

- ▶ 産業廃棄物の**発生を抑制**する設備
（製造工程の改善による産廃発生量削減の取組など）
- ▶ 産業廃棄物となる物を**再使用**するための設備
（一度使用した物を、廃棄せずに再度使用できるようにする取組など）
- ▶ 産業廃棄物を**再資源化**するための設備
（産廃として発生した物をリサイクルする取組など）
- ▶ 産業廃棄物由来の**資源を利活用**するための設備
（産廃をリサイクルした資源を原料とする製品の製造設備や、エネルギー利用に関する取組など）
- ▶ 産業廃棄物の**排出を抑制**する設備
（事業場で発生した産廃を自ら処理する取組で、上記のいずれにも該当しないもの）

詳細は裏面を
御覧ください！



©宮城県・旭プロダクション

★ 応募資格

宮城県内に事業所を有し（予定も含む）、産業廃棄物の3R等に取り組むために、設備機器を整備する事業者の方（産業廃棄物の中間処理業者を含む。また、当該事業者が半数以上を占める団体を含む）。ただし、過去3年間、環境関係法令に基づく処罰又は命令その他不利益処分を受けていない等の要件があります。

★ 留意事項

- ・申請の際には事業内容についてヒアリングを実施しますので、余裕を持って申請してください。また、申請の際は申請者自らが行ってください。
- ・補助対象事業が年度内に終了しない場合、原則として補助金をお支払いできません。
- ・その他、留意事項は「申請の手引き」を御覧ください。

★ ご相談窓口 （申請先）

宮城県環境生活部循環型社会推進課資源循環企画班
〒980-8570 仙台市青葉区本町三丁目8番1号 宮城県庁13階北側
電話：022-211-3207 FAX：022-211-2390 電子メール：junkanj@pref.miyagi.lg.jp

★ 対象事業

事業者が、産業廃棄物の3R等に取り組むために設備機器を整備する事業（既存設備機器の改造も含みます。）

補助対象の事業経費の総額が100万円を超える事業に限りです。

- ① 産業廃棄物の発生抑制のための設備等の整備（**発生抑制**）
- ② 産業廃棄物の再使用のための設備等の整備（**再使用**）
- ③ 産業廃棄物の再資源化のための設備等の整備（**再資源化**）
- ④ 産業廃棄物由来の再生資源の利活用のための設備等の整備（**再生資源の利活用**）
- ⑤ 発生した産業廃棄物の排出を抑制するための設備等の整備（**排出抑制**）

★ 対象となる事業経費

▶ 設備の設計費用 ▶ 設備の購入費用 ▶ 設備の設置工事費用 ▶ 設備の運搬費用 など

※土地取得や自動車・重機等の購入、リース費用など、補助金の交付目的以外の用途に使用できるものに係る費用は対象外となります。

★ 補助率・補助上限額等

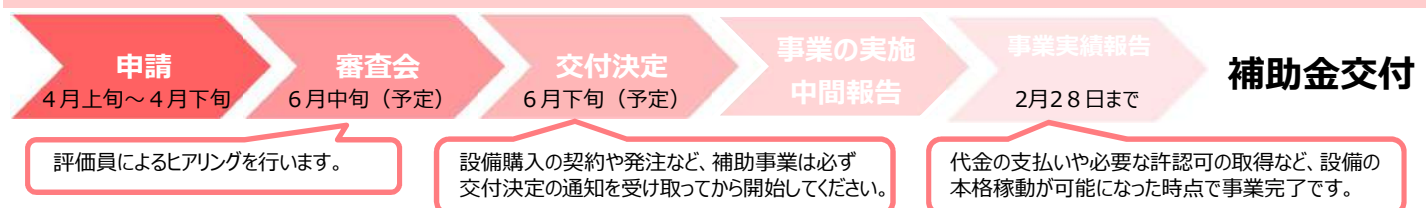
	①一般枠 左記枠以外の設備導入	②重点枠 知事が定める取組（下記） に係る設備導入	③動静脈連携枠（新設） 産業廃棄物等を製品原料として再資源化 や再利用することを目的とし、2社以上が 連携して実施する取組	④未来法枠 地域未来投資促進法における地域経済 牽引事業計画に係る設備導入計画で、 総事業費1億5千万円以上のもの
補助率	2分の1以内	3分の2以内	2分の1以内	3分の1以内
補助上限額	2,000万円	3,000万円	4,000万円	5,000万円
事業期間	1年以内	1年以内	1年以内	2年以内

※知事が定める取組

- 1 将来、大量廃棄が見込まれる産業廃棄物の3R等に関する取組
 - (1) 廃太陽光発電設備 (2) 廃石膏ボード（石膏粉から製品を製造する取組に限る）
- 2 処理が課題となっている産業廃棄物の3R等に関する取組
 - (1) 廃プラスチック類
 - イ 廃プラスチック類を再生プラスチック原料として再資源化する取組
 - ロ 再生プラスチック原料を利活用する取組
 - (2) 雑品スクラップ

OA機器や電化製品のリサイクル等のため、金属とプラスチック類を含む混合廃棄物の分別の高度化に関する取組
- 3 情報通信等の先端技術を活用した3R等に関する取組
 - ・AIやIoT等の先端技術の導入による分別の高度化
- 4 食品ロスの削減に関する取組
 - ・食品製造業者による食品ロスの発生を抑制する取組

★ 補助金交付のスケジュール



★ 申請のポイント

▶ 3Rの効果について

補助金交付申請書には、導入する設備による3R等の効果量を記載いただきます。この3R効果量は、導入する設備により、実際に発生抑制や再資源化などが見込める、具体的な値を、根拠と合わせて示してください。

（設備の処理能力は別に記載していただきますので、混同しないようご注意ください。）

→ 詳しくは、「申請の手引き」をご確認ください。

▶ 環境産業コーディネーター（EIC）の申請支援

補助対象事業への該当性、申請スキーム、記載方法などの御質問・御相談については、県職員であるEICがお応えします。EICは、御連絡をいただければ貴社を訪問し、お話を伺うことができますので、御用命の際は「循環型社会推進課資源循環企画班」にお電話ください（電話：022-211-3207）。

令和6年度

みやぎ産業廃棄物 3 R 等推進事業費補助金（研究開発等）

宮城県では、産業廃棄物の 3 R に繋がる技術や製品の開発を目指す事業者の皆様に対し、事業化検討から事業化後の販売促進まで、一貫して支援します。

募集期間

令和 6 年 4 月 1 日（月）～令和 6 年 4 月 3 0 日（火）

※ 今年度から、原則電子メール等での申請となります。

※ 窓口での提出を希望される場合は、事前の来庁予約をお願いします。

★ 補助の対象となる事業の内容

▶【ステップ 1】事業化検討

補助率：1/2以内

補助上限額：100万円

知事が指定する取組
補助率：2/3以内

- ・産業廃棄物の 3 R 等及び産業活動に由来するプラスチック製廃棄物による海洋環境の負荷低減に繋がる事業の検討・調査やシステムの構築に取り組む事業

▶【ステップ 2】研究開発

補助率：1/2以内

補助上限額：500万円×3年又は750万円×2年以内

知事が指定する取組
補助率：2/3以内、補助上限額：700万円×3年以内

- ・産業廃棄物の 3 R 等及び産業活動に由来するプラスチック製廃棄物による海洋環境の負荷低減に繋がる技術の研究開発・改良・応用や製品・設備の開発等に取り組む事業

▶【ステップ 3】販売促進

補助率：1/2以内 補助上限額：100万円

- ・産業廃棄物の 3 R 等及び産業活動に由来するプラスチック製廃棄物による海洋環境の負荷低減に繋がる製品等の販売促進に取り組む事業

- ステップ 2、ステップ 3 からの申請も可能です
- 知事が指定する取組の詳細は、裏面に記載しています



©宮城県・旭プロダクション

★ 対象となる事業経費

- 委託費
- 指導受入費
- 広報宣伝費
- 事務経費
- 原材料費・副資材費
- 機械装置・工具器具費
- 共同研究費
- その他（設備のリース費など）

※ 対象とならない経費の例

- ・ 消費税及び地方消費税
- ・ 銀行等への振込手数料
- ・ 人件費や食費等の経常的費用

★ 補助率・補助上限額・事業期間

	事業区分	補助率	補助上限額	事業期間
【ステップ1】 事業化検討	大学等と連携し、知事が別に定める産業廃棄物※を対象とする場合	3分の2以内	100万円	1年以内
	上記に該当しない場合	2分の1以内		
【ステップ2】 研究開発	大学等と連携し、知事が別に定める産業廃棄物※を対象とする場合	3分の2以内	700万円/年度	3年以内
	上記に該当しない場合	2分の1以内	750万円/年度	2年以内
			500万円/年度	3年以内
【ステップ3】 販売促進	外部専門家等と連携し、知事が別に定める産業廃棄物※を対象とする場合	3分の2以内	100万円	1年以内
	上記に該当しない場合	2分の1以内		

1 将来、大量廃棄が見込まれる産業廃棄物の3R等に関する取組

(1) 廃太陽光発電設備 (2) 廃石膏ボード（石膏粉から製品を製造する取組に限る）

2 処理が課題となっている産業廃棄物の3R等に関する取組

(1) 廃プラスチック類

イ 廃プラスチック類を再生プラスチック原料として再資源化する取組

ロ 再生プラスチック原料を利活用する取組

(2) 雑品スクラップ

OA機器や電化製品のサイクル等のため、金属とプラスチック類を含む混合廃棄物の分別の高度化に関する取組

3 情報通信等の先端技術を活用した3R等に関する取組

・AIやIoT等の先端技術の導入による分別の高度化

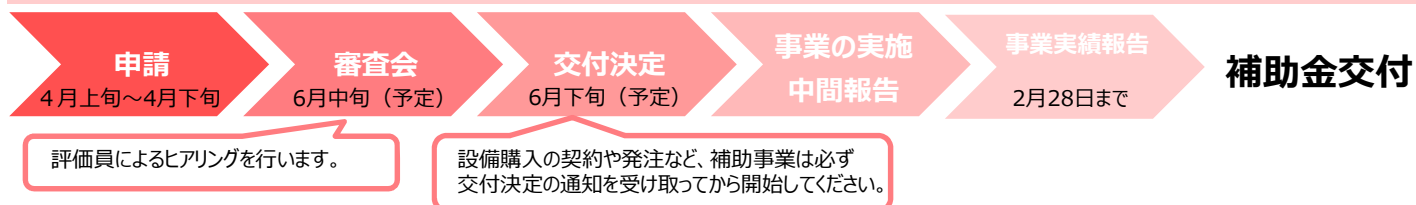
4 食品ロスの削減に関する取組

・食品製造業者による食品ロスの発生を抑制する取組

5 宮城県グリーン製品の改良・販売促進等に関する取組

・宮城県グリーン製品の改良、販促活動による資源循環の促進

★ 補助金交付のスケジュール



★ 申請について

▶ 環境産業コーディネーターの申請支援

補助対象事業への該当性、申請スキーム、記載方法などのご質問・ご相談については、県の職員である環境産業コーディネーターがお応えします。環境産業コーディネーターは、ご連絡をいただければ貴社を訪問し、お話を伺うことができますので、ご用命の際は循環型社会推進課資源循環企画班にお電話ください（電話：022-211-3207）。

★留意事項	申請の際は、事業内容についてヒアリングを行いますので、事前に御連絡の上、窓口へお越しください。補助事業が年度内に終了しない場合、原則として補助金をお支払いできません。その他の留意事項は、「申請の手引き」御覧ください。
★御相談窓口 (申請先)	宮城県環境生活部循環型社会推進課資源循環企画班(仙台市青葉区本町三丁目8-1 宮城県庁13階) 電話:022-211-3207 FAX:022-211-2390 電子メール:junkanj@pref.miyagi.lg.jp

電力コスト削減につながる省エネ設備の導入を補助します

水産業省エネ機器等導入促進支援事業費補助金

宮城県では、電気料金の高騰による水産業の経営への影響を緩和するため、自らグリーン電力を作り出せる体制を整備・強化し、更なるエネルギーコスト削減に向けた取組の支援を目的として、県内に住所を有する中小水産加工業者等及び魚市場卸売業者並びに水産業協同組合等が行う、**自家消費型発電設備、省エネルギー機器等の導入に要する経費を補助**します。

補助対象者

- 県内に生産施設を有する水産加工業者等
- " 魚市場卸売業者 等
- " 水産業協同組合 等
- オンサイトPPAモデル・ファイナンスリースにより、補助対象者の生産敷地内に自家消費発電設備を導入する事業者

補助対象設備

- 自家消費型発電設備(自己所有型・第三者所有型)
 - 省エネルギー設備
 - デマンド監視装置(手動制御)
 - デマンドコントロールシステム(自動制御)A※1
 - デマンドコントロールシステム(自動制御)B※2
- A※1：空調機器等(冷凍・冷蔵機器は除く)制御システム
B※2：冷凍・冷蔵機器等制御システム

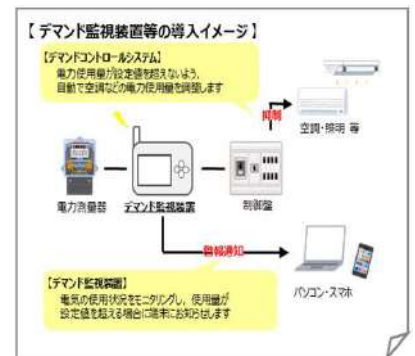
補助対象経費

★自家消費型発電設備(自己所有型・第三者所有型)及び省エネルギー設備

- 設計費(事業に直接必要な機械装置及びこれらに附帯する設備の設計費)
- 設備費(事業に直接必要な機械装置及びこれらに附帯する設備費)
- 工事費(事業に直接必要な工事費)
- その他経費(事業に直接必要なその他の経費)

★デマンド監視装置(手動制御)及びデマンドコントロールシステム(自動制御)

- デマンド監視装置を導入する経費
- デマンド監視や空調機器等の制御を自動で行う制御システムを導入する経費
- デマンド監視や冷凍・冷蔵機器等の制御を自動で行う制御システムを導入する経費



補助率・補助限度額

- | | |
|---------------------------|-----------------|
| ● 自家消費型発電設備(自己所有型・第三者所有型) | 500万円 ～ 2,000万円 |
| ● 省エネルギー設備 | 200万円 ～ 2,000万円 |
| ● 空調等デマンド監視装置(手動制御) | 下限なし ～ 50万円 |
| ● 空調等デマンドコントロールシステム | 下限なし ～ 500万円 |
| ● 冷凍・冷蔵庫等デマンドコントロールシステム | 下限なし ～ 1,000万円 |

補助率
1/2 以内

補助率
2/3 以内

募集期間

令和6年4月15日(月) ～ 令和6年5月31日(金)
(締切日17時までに書類必着)

- 申請受付は先着順とし、予算額に達した場合は申請期間内であっても受付を終了します。
- 先着順とは提出書類に不備等がなく、正式に受付が完了した順となります。来庁されても、必要書類が揃わなければ受付できません。郵送等の場合は、受付まで数日要することや来庁される場合と同様に必要書類が揃わなければ受付できませんので、ご注意ください。

提出書類を下記宛てに持参又は郵送(配達証明等記録の残る方法)にてご申請ください

宮城県水産林政部 水産業振興課 流通加工班

〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町3丁目8番1号

TEL:022-211-2931 FAX:022-211-2939 E-mail: suishinr@pref.miyagi.lg.jp

HP: <https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/suishin/20240415.html>

必要書類

自家消費型発電設備

**補助金交付申請
添付書類**

- (1) 事業計画書（様式第1号別紙1）
- (2) 導入する設備のカタログ又は諸元表
- (3) 補助事業実施予定場所の位置図、外観写真
- (4) 導入設備の配置図、単線結線図
- (5) 予定地の年間電力使用量及び月別電力使用量が確認できる書類
- (6) 見積書（設計費、設備費、工事費、その他経費に関する見積書）
- (7) 定款の写し（法人の場合）
- (8) 直近3か年の決算書類
- (9) 暴力団排除に関する誓約書、役員名簿
- (10) 関係法令遵守に関する誓約書
- (11) 県税納税証明書（発行から3か月以内）
- (12) 登記事項証明書又は現在事項全部証明書（発行から3か月以内）
- (13) 会社案内のパンフレット等（会社の概要が分かるもの）
- (14) 設備設置承諾書（需要家の承諾）
- (15) オンサイトPPAモデル、ファイナンスリースに関する契約書等の案
- (16) その他知事が特に必要と認めるもの

デマンド監視装置（手動制御）、デマンドコントロールシステム（自動制御）A
デマンドコントロールシステム（自動制御）B

補助金交付申請書 添付書類	(1) 事業計画書（様式第1号別紙1） (2) 導入する設備のカタログ (3) 見積書 (4) 定款の写し（法人の場合） (5) 直近3か年の決算書類 (6) 暴力団排除に関する誓約書、役員名簿 (7) 県税納税証明書（発行から3か月以内） (8) 登記事項証明書又は現在事項全部証明書（発行から3か月以内） (9) 会社案内のパンフレット等（会社の概要が分かるもの） (10) その他知事が必要と認める書類
------------------	---

省エネルギー設備

補助金交付申請 添付書類	(1) 事業計画書（様式第1号別紙1） (2) 導入する設備のカタログ又は諸元表 (3) 補助事業実施予定場所の位置図、外観写真、既存設備の写真 (4) 導入設備の配置図 (5) 見積書（設計費、設備費、工事費、その他経費に関する見積書） (6) 定款の写し（法人の場合） (7) 直近3か年の決算書類 (8) 暴力団排除に関する誓約書、役員名簿 (9) 県税納税証明書（発行から3か月以内） (10) 登記事項証明書又は現在事項全部証明書（発行から3か月以内） (11) 会社案内のパンフレット等（会社の概要が分かるもの） (12) その他知事が特に必要と認めるもの
-----------------	---

スケジュール



交付申請書等の様式はHPからダウンロード願います

詳しくは「公募要領（水産業省エネ機器等導入促進支援事業費補助金）」をご覧ください。

お問い合わせ

宮城県水産林政部 水産業振興課 流通加工班

〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町3丁目8番1号

TEL:022-211-2931 FAX:022-211-2939

E-mail : suishinr@pref.miyagi.lg.jp

HP : <https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/suishin/20240415.html>



『産地がかかえる課題を解決し、世界市場に通用する産地を構築したい』

(令和5年度補正予算)

グローバル産地生産流通基盤強化緊急対策事業

(令和6年度当初予算)

グローバル産地づくり推進事業

GFP(農林水産物・食品輸出プロジェクト)に基づき、輸出に取り組もうとする水産加工業者等への輸出診断、大規模輸出産地形成に向けた取組、水産エコラベルの国内外への普及に向けた取組等を支援します。

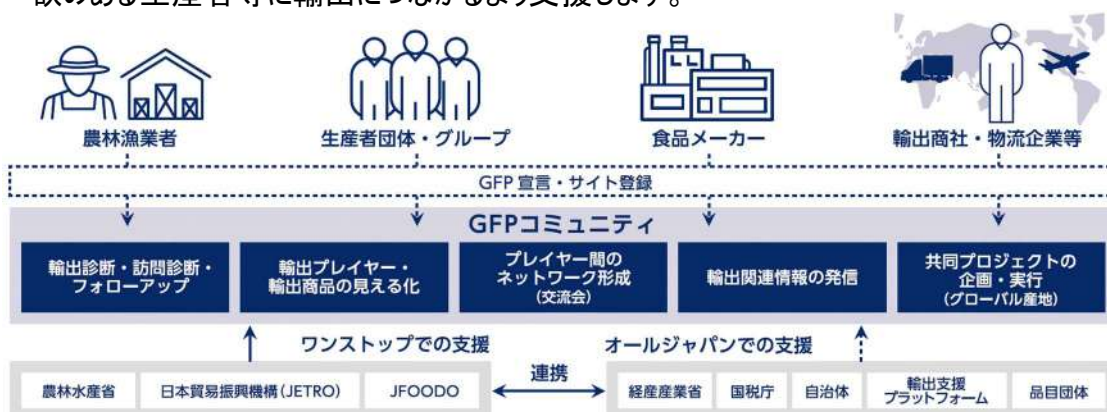
対象となる方

水産加工業者を含む食品事業者及び民間団体等

支援内容

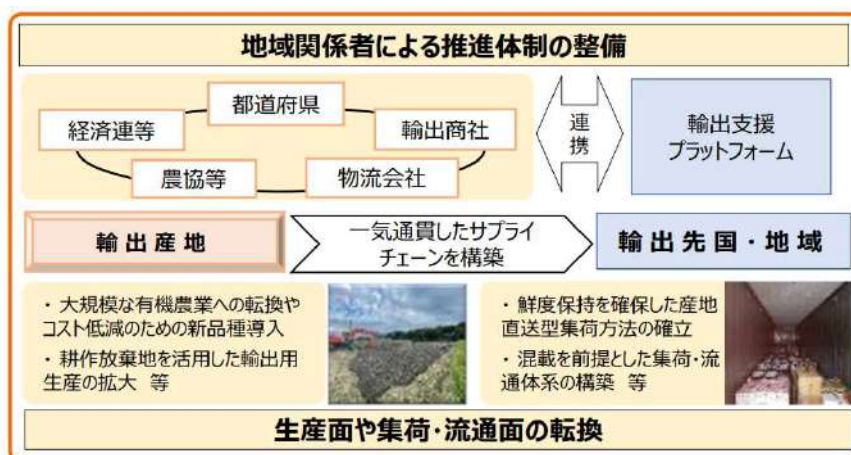
1. 輸出診断やマッチング等

生産者等への輸出診断、輸出のためのセミナー、マッチングイベント等を通じて、輸出意欲のある生産者等に輸出につながるよう支援します。



2. 大規模輸出産地のモデル形成支援等

海外の規制・ニーズに対応したグローバルに通用する持続的な生産への転換や流通体系の転換に取り組み、国内生産基盤の維持・強化を図る大規模輸出産地のモデル構築を支援します。



3. 日本発の水産エコラベルの普及推進に係る支援

我が国の水産物が持続可能な漁業・養殖業によって生産されていることを示す、日本発の水産エコラベルの普及に向けたイベント出展等の取組を支援します。

ご利用方法

- ・1の事業については、GFPコミュニティサイトに登録（無償）することで、様々なサービスを受けることができます（<https://www.gfp1.maff.go.jp/>）。
- ・2の事業については、公募で選ばれる民間団体等を通じた間接補助事業となります。
- ・3の事業については、公募で選ばれる民間団体等が事業実施主体となります。支援を受けたい水産加工業者は、事業実施主体（※（一社）マリン・エコラベル・ジャパン協議会（<https://www.melj.jp/>）、（一社）大日本水産会（<https://suisankai.or.jp/>）へご相談ください。
- ・不明な点は、下記お問い合わせ先にご連絡ください。

【 お問い合わせ先 】

1, 2について: 輸出・国際局輸出支援課

電話: 03-6744-7172

3について: 水産庁加工流通課

電話: 03-6744-2350

『世界に向けて販路を拡大したい』

(令和5年度補正予算)

戦略的輸出拡大サポート緊急対策事業

(令和6年度当初予算)

戦略的輸出拡大サポート事業

2030 年輸出5兆円目標の実現に向けた「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」を踏まえ、戦略的な輸出拡大へのサポート、高付加価値水産物の海外への販路拡大等を支援します。

対象となる方

水産加工業者を含む食品事業者及びその民間団体等

支援内容

(1)戦略的輸出拡大サポート緊急対策事業(補正)

- ① JETRO による海外での見本市への出展支援やサンプルショールームの設置、国内外での商談会の開催、バイヤー招聘の強化等を通じた商流構築のための取組を支援します。
- ② JFOODO による現地消費者向けプロモーションや日本食・食文化の PR イベントを活用した情報発信等を通じた需要開拓のための取組を支援します。

(2)戦略的輸出拡大サポート事業 (当初)

- ① JETRO による海外見本市への出展支援、国内事業者と海外現地の卸業者、小売店、レストラン等との商談会を通じた新規商流の構築及び現地商流の拡大の取組、さらには専門家による相談対応や伴走型支援等の事業者サポートの取組を支援します。
- ② JFOODO による現地事情を踏まえたマーケティング戦略に基づく品目団体等との連携した海外消費者向けプロモーション、輸出とインバウンド観光を相乗的に拡大するための食文化の発信の強化等の取組を支援します。
- ③ 民間等による新規性・先進性ある分野・テーマの海外販路の開拓の取組を支援します。

ご利用方法

JETROが事業実施主体となります。

(1)①及び(2)①③はJETROが参加事業者等を募集・公募します。

(1)②及び(2)②はJFOODOがプロモーション参加事業者等を募集します。

(募集や公募はJETRO及びJFOODOのHPで公表されます。)

【 お問い合わせ先 】

輸出・国際局輸出企画課

電話: 03-6744-1502

JETROホームページ <https://www.jetro.go.jp/>

JFOODOホームページ <https://www.jetro.go.jp/jfoodo.html>

『東日本大震災被災地産の水産加工品の海外販売先を開拓したい』

水産業復興販売加速化支援事業のうち 復興加工輸出促進支援事業

被災地（青森～千葉の各県）の水産加工業者に対し、海外バイヤーとのマッチングを含む事前商談会等のサポートと、海外バイヤーを被災地に招へいし、商談会を行う取組を支援します。

対象となる方

東日本大震災の被災地（青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県及び千葉県）で水産加工業を営む事業者等。

支援内容

（1）復興加工輸出促進支援事業

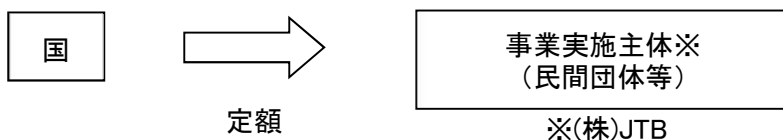
WEB会議等のツールを活用して、水産加工会社と海外バイヤー等とのマッチングや商談会の開催を支援します。その中で、成約が有望と見込まれる海外バイヤー等を被災地に招へいし、現地見学や、商談会を行うツアーの開催を支援します。

また、上記の取組を効果的、効率的に行うため、現地ファシリテーターの設置や、被災地水産加工品の動向等を調査・分析し、新たな海外販路開拓・拡大に取り組む水産加工業者等への助言・指導に対して支援します。

（2）補助率

補助の対象となる経費について **定額** を助成します。

■ 事業の流れ



ご利用方法

支援を受けたい水産加工業者等は、事業実施主体（民間団体等）が行う募集等に応募いただきます。

不明な点は、下記お問い合わせ先にご連絡ください。

【 お問い合わせ先 】

水産庁漁政部加工流通課福島復興支援班

電話：03-6744-2350

『外国出願を費用面から支援します』

海外出願支援事業

中小企業等による海外での産業財産権の取得を資金面から支援し、海外での知的財産活動の活性化を図ることを目的として、外国出願に要する経費の一部を補助するものです。

補助対象者

- 申請時点において、既に日本国特許庁に対し特許、実用新案、意匠又は商標出願済であり、年度内に外国特許庁等へ同一内容の出願を行う予定の案件
 - 宮城県内に事業所を有する「中小企業者」及び「中小企業者で構成されるグループ」（地域団体商標に係る外国特許庁への商標登録については、商工会議所、商工会、NPO法人等）
- ※中小企業者には法人格を有しない個人事業主を含む

補助対象経費及び補助率上限額

(1)補助対象経費

- 外国特許庁への出願料
- 国内・現地代理人費用
- 翻訳費用

※採択前に発生した費用、日本国特許庁に支払う費用については対象外

(2)補助率上限額

- 補助率: 1/2以内
- 上限額: 案件ごとの上限額 特許: 150万円
実用新案・意匠・商標: 各60万円
冒認対策商標: 30万円

※1企業に対する上限額(複数案件の場合): 300万円

※ご不明な点については、下記お問い合わせ先にご連絡ください。

【お問い合わせ先】

(公財)みやぎ産業振興機構 地域連携推進課

電話: 022-225-6638

『東日本大震災被災地産の水産加工品の魅力を高めたい』

水産業復興販売加速化支援事業のうち 復興加工 EC 販路マッチング支援事業

被災地（青森～千葉の各県）の水産加工業者に対し、百貨店や高級スーパー等と連携しながら、新商品の開発・PR 活動を行う取組を支援します。

対象となる方

東日本大震災の被災地（青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県及び千葉県）で水産加工業を営む事業者等。

支援内容

（1）復興加工EC販路マッチング支援事業

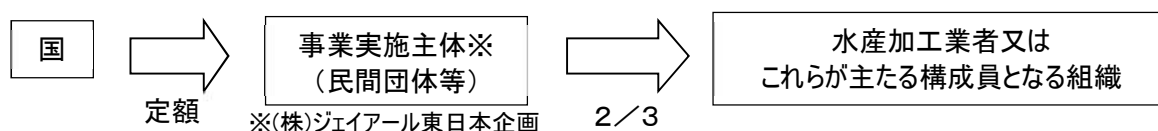
新商品開発のため、水産加工業者がマッチングを通じて百貨店や専門店及びECサイト運営会社等と連携し作成する計画を、事業実施主体が審査し、採択された計画内において必要な機器整備等の支援を行います。

また事業実施主体は、百貨店や専門店及びECサイト運営会社等と連携し、開発した新商品を効果的に宣伝する取組や、販売する際の送料負担を行います。

（2）補助率

対象経費の2／3

■ 事業の流れ



ご利用方法

支援を受けたい水産加工業者等は、事業実施主体（民間団体等）が行う公募等に応募いただきます。

不明な点は、下記お問い合わせ先にご連絡ください。

【 お問い合わせ先 】

水産庁漁政部加工流通課福島復興支援班

電話：03-6744-2350

『魚食に関する出前・課外授業を開催し、地域の
水産物の消費拡大を推進したい』
持続可能な水産加工流通システム推進事業のうち
持続可能な水産物消費拡大推進事業
(出前授業等支援事業)

食の簡便化志向等の高まりにより、家庭において魚食に関する知識の習得や体験等の機会を十分確保することが難しくなっているため、民間団体等が行う魚や魚食に関する理解・関心を高めるための体験型の出前授業等の取組を支援します。

対象となる方

国内の民間企業・団体

支援内容

(1) 対象の取組

水産物需要を喚起し、持続可能な水産物の消費拡大を図るため、民間団体が行う魚や魚食に関する理解・関心を高めるための体験型の出前・課外授業の開催による魚食普及活動の取組に対し、経費を支援します。

(2) 対象経費

謝金、旅費、原材料費、その他

(3) 補助率

対象経費の1/2の範囲内

ご利用方法

(1) 事業実施主体である全国漁業協同組合連合会に体験型の魚食に関する出前・課外授業に関する取組提案書を提出し、内容確認・審査等を経た上で取組実施者として、選定されます。

(2) その後全国漁業協同組合連合会の指示に従い、事業計画の承認や補助金の交付等の手続きを行います。

(3) 本事業に係る詳細(取組提案者の公募等)については、全国漁業協同組合連合会ホームページ(<https://www.zengyoren.or.jp/>)をご参照ください。



【 お問い合わせ先 】

水産庁漁政部加工流通課認証推進班

電話: 03-6744-2350

『経営課題を支援チームがワンストップで支援します』

新ハンズオン支援事業

事業者等の課題・ニーズに応じて、専門家を配置し、支援チームがワンストップで支援を実行します。

①グループ支援

対象となる方

複数の企業等による共同体

支援内容

支援案件ごとに組成する復興庁職員及びシンクタンクによる支援チームが、適宜、各分野における専門家、専門機関、民間企業等と連携し、被災地域事業者とともに対象事業の実現に向けた事業計画の具体化、事業継続性の検証・課題抽出及び課題解決に必要な取組みの検討を行い、事業化を支援します。**令和6年度から商工団体単位でのグループ支援を追加しています。**

②個者支援

対象となる方

中小企業等

支援内容

被災地域における課題を抱える中小企業等が課題解決のため実施する、①新商品・サービスの開発、②既存商品の高付加価値化、③生産性向上・効率化、④販路拡大等の取組に加えて、**令和6年度から事業承継に係る**取組について、専門家等を派遣します。

募集期間

令和6年4月以降随時、復興庁のホームページに公表予定。

【お問い合わせ先】

復興庁企業連携推進室

電話：03-6328-0267

『経営課題を解決して成長したい。新たな市場へ進出したい。』

ハンズオン支援

経営課題の解決に取り組む中小企業等の方々を対象に豊富な経験と実績を持つ専門家を派遣し、アドバイスを実施します。

対象となる方

経営課題の解決に取り組みたい中小企業・小規模事業者

支援内容

- (1) **ハンズオン支援事業(総合)**
全社的な経営課題の解決を長期的に支援します。
(10ヶ月・20日程度・17,500円/人日)
- (2) **ハンズオン支援事業(特定)**
特定の課題を短期集中的に支援します。
(5ヶ月・10日程度・17,500円/人日)
- (3) **ハンズオン支援事業(IT)**
経営戦略に基づくIT化を支援します。
 - ・IT化構想の想定を支援
(4ヶ月・8日程度・17,500円/人日)
 - ・IT活用の企画・調達・導入を支援
(10ヶ月・20日程度・17,500円/人日)
- (4) **ハンズオン支援事業(テストマーケティング)**
新たな市場へ進出するための取組を支援します。
 - ・マーケティング企画の策定を支援
(4ヶ月・8日程度・17,500円/人日)
 - ・テストマーケティング実施を支援
(5ヶ月程度・4,200円/1訪問先あたり)
 - ・テストマーケティング後のフォローアップ
(5ヶ月・10日程度・17,500円/人日)

募集期間

随時募集しております。採択には審査があります。

事業の詳細

ハンズオン支援の詳細については、下記URLをご参照ください。

URL: <https://www.smrj.go.jp/sme/enhancement/hands-on/01.html>

【お問い合わせ先】

中小企業基盤整備機構 東北本部

企業支援部 企業支援課

電話:022—716—1751(直通)

『事業再構築に取り組みたい』

事業再構築ハンズオン支援

ポストコロナ・ウィズコロナ時代の経済社会の変化に対応するため、思い切った事業再構築(新市場進出、事業転換、業種転換、事業再編、国内回帰)に取り組む中小企業を、経営相談とハンズオン支援によりサポートします。

対象となる方

- ・事業再構築に取り組む中小企業・小規模事業者
- ・中小企業等事業再構築補助金の採択を受けた中小企業・小規模事業者

支援内容

(1) 事業再構築相談・助言(無料)

事業再構築(※)に向けた計画策定や実行について、最大3回まで無料で専門家による相談・助言を行います。

(2) 事業再構築ハンズオン支援(有料)

事業再構築に向けた計画策定や実行について、数か月にわたり専門家を派遣することにより支援します。支援スキームはハンズオン支援事業と同様です。

※「事業再構築」とは

経営環境の急激な変化に対応することを目的に、次に掲げるいずれかの類型に該当するものをいいます。

- ① 新市場進出(新たな製品等で新たな市場に進出する)
- ② 事業転換(主な「事業」を転換する)
- ③ 業種転換(主な「業種」を転換する)
- ④ 事業再編(事業再編を通じて新市場進出(新分野展開、業態転換)、事業転換、又は業種転換のいずれかを行う)
- ⑤ 国内回帰(海外で製造等する製品について、その製造方法が先進性を有する国内生産拠点を整備する)

募集期間

随時募集しております。

(2)につきましては、採択にあたり審査があります。

事業の詳細

中小機構ホームページをご覧ください。

URL: https://www.smrj.go.jp/sme/enhancement/jigyo_saikoutiku_hands-on/index.html

【お問い合わせ先】

(1) 事業再構築相談・助言

中小機構東北本部 企業支援部 支援推進課

電話: 022-399-9031

(2) 事業再構築ハンズオン支援

中小機構東北本部 企業支援部 企業支援課

電話: 022-716-1751

『経営に関する各種課題を伴走型で支援します』

水産加工業企業力強化支援事業

当県の水産加工業においては、復興が進む一方、復旧に要した借入金の返済、水揚げ減少による原料不足・価格高騰、人手不足、コロナ禍による消費動向の変化などにより、水産加工業を取り巻く環境は厳しいものとなっていることから、地域の牽引役として成長・発展できる「稼げる」水産加工業モデルの創出を目指します。

対象となる方

県内の水産加工業者など

支援内容

1 専門家派遣事業

水産加工業者に対して当機構の登録専門家を派遣し、指導・助言を行うことで、生産性改善、衛生管理、商品開発、販路開拓等の様々な課題の解決を支援します。

【支援内容】

- ・指導時間：1 回あたり 3 時間程度
- ・指導回数：制限なし
- ・企業負担：専門家謝金（33,000 円/回）及び旅費の合計額の 1/3 ※初回無料

2 生産性改善支援事業

生産現場の生産性カイゼンに関する専門知識やノウハウを有する専門家を派遣し、生産効率の向上と、「カイゼン」マインドを持つ人材の育成等により、自主的な改善活動の定着促進を支援します。

【支援内容】

- ・支援対象：審査により決定
- ・指導回数：必要に応じて（専門家と協議のうえ決定）
- ・企業負担：なし

3 新戦略導入支援事業

新たな経営戦略の導入に取り組む事業者に一貫した伴走型支援を実施し、先導的モデル企業への成長を目指します。

【支援内容】

- ・支援対象：審査により決定
- ・指導回数：必要に応じて（専門家と協議のうえ決定）
- ・企業負担：なし

募集期間

支援メニューにより異なりますので、お問い合わせください。

お問い合わせ

ご不明な点については、下記お問い合わせ先にご連絡ください。

【お問い合わせ先】

（公財）みやぎ産業振興機構 事業支援課

水産加工業ビジネス支援室

電話：022－225－6697

『新商品の開発・改良をしたい』

中小企業販路開拓総合支援事業 市場投入支援

中小企業者が新商品を開発・改良する場合に、マーケティング専門家を活用し、市場ニーズに適合した製品化や製品のブラッシュアップを図ります。

対象となる方

県内に事業所を有し、以下のいずれかの要件を満たす中小企業者とする。

- ①製品又は技術が県や国に優れたものと認定された者(概ね 5 年以内)
- ②機構の支援メニュー(ステージアップ支援や生産現場改善等)を活用し、機構と継続的に経営革新や課題解決に取り組んでいる者(概ね 5 年以内)
- ③新たな技術等を活用し、上市を目指す者で、機構理事長が特に期待できると認めるもの。

対象となる製品

支援対象者が県内で生産・製造する製品等(食料品も含む。)で次の項目に該当するもの。ただし、過年度に本事業を活用した製品等については、原則として対象外とする。

- ①市場投入前のもので、開発中の試作品や技術の応用により製品化及び上市を目指すもの
- ②市場投入済のもので、既存品の改良による製品化及び上市を目指すもの
- ③市場投入済のもので、新たな市場を目指すもの

支援内容

機構が委託する外部専門家(マーケティング専門家)のマーケティング調査活動を通して、中小企業者が開発中の製品や技術の応用又は既存品の改良による製品化を支援し、「マーケットインの製品」として製品等の効果的な上市を促進する。

募集期間

令和 6 年 4 月 15 日(月)～5 月 15 日(水)必着

利用方法

ご利用を希望される方は申請書類一式をご提出ください。
支援製品は審査委員会を経て決定します。
詳細については、下記お問い合わせ先にご連絡ください。

【お問い合わせ先】

(公財)みやぎ産業振興機構 事業支援課

電話:022—225—6697

『販売力向上を図りたい』

中小企業販路開拓総合支援事業

販売力向上支援

中小企業者等が生産・製造する商品・製品を対象に、専門家を活用することで企業の販売力を強化し、販路開拓、拡大を図ります。

対象となる方

販売力向上を目的とする助言を希望し、かつ、過去2ヵ年度以内(当年度を含む)に「中小企業販路開拓総合支援事業」の支援を受けたことがある県内で製品を生産・製造している中小企業者とする。

ただし、次年度の「引合せ支援」の活用が期待できる中小企業者については、この限りではない。

支援内容

- ・人材育成関連 : コミュニケーション能力、ビジネスマナー、ビジネススキルなどの助言
- ・展示会活用関連 : 効果的なブースの見せ方、営業手法やプレゼンの仕方などの助言
- ・その他、販売力向上に関する助言

募集期間

随時募集

利用方法

ご利用を希望される方は要請書と直近2期分の決算書をご提出ください。
ご不明な点については、下記お問い合わせ先にご連絡ください。

【お問い合わせ先】

(公財)みやぎ産業振興機構 事業支援課

電話:022—225—6697

『新たな取引先を見つけたい』

中小企業販路開拓総合支援事業 引合せ支援

新たな販路を首都圏等で開拓するため、販路開拓ナビゲーターを活用した企業引合せを行います。

対象となる方

県内に事業所を有し、かつ、県内で製品を生産・製造している中小企業者とする。

対象となる製品

支援対象者が県内で生産・製造する製品等（食料品も含む。）とする。ただし、以下のものは、原則として対象外とする。

- ①開発途上の製品
- ②安全、保守体制が確立できない製品

支援内容

○販路開拓方法

首都圏等で豊富な営業経験や製品開発経験を有する販路開拓ナビゲーターが自らの人脈やコネクションにより、取引見込み先への引合せを実施する。

※あくまでも引合せ支援であり、営業代行やセールスレップは行わない。

募集期間

令和6年4月15日(月)～5月22日(水)必着

利用方法

ご利用を希望される方は申請書類一式をご提出ください。

（事前に、下記お問い合わせ先にご連絡ください。）

支援製品は審査委員会を経て決定します。

【お問い合わせ先】

（公財）みやぎ産業振興機構 事業支援課

電話：022—225—6697

『販路を開拓・拡大したい』

みやぎの食材バリューチェーン構築プロジェクトのうち 食材王国みやぎ喜ばれる商品づくり支援事業

県内の食料品製造業者等が行う、地域の食材等を活用した商品や産業廃棄物等の削減に資する商品の開発・改良を支援します。

対象となる方

県内に事業所を有する食料品製造業者等
(参入を予定している者や食料品製造業者に製造を委託する者を含む)

支援内容

地域の食材等を活用したマーケットイン型の商品の開発・改良や産業廃棄物等の削減に資する商品の開発・改良、これに伴うマーケティング活動等に要する経費について、その一部を補助します。

補助率: 1/2以内

補助上限額: 150万円(選ばれる商品づくり事業)

300万円(持続可能社会に向けた商品づくり事業)

次の(1)から(3)までのすべてに該当する事業であることが必要です。

(1) 次の①または②に該当する事業であること。

①地域の食材等を活用した商品を開発すること(選ばれる商品づくり事業)

②地域の食材等を活用した、産業廃棄物等の削減に資する商品を開発すること
(持続可能社会に向けた商品づくり事業)

(2)事業実施期間内に一定の事業成果が見込まれること。

(3)当事業で開発・改良される商品が、原則として県内で製造されること。

募集期間

令和6年4月19日(金)から5月17日(金)まで

利用方法

募集期間内に事業計画書等をご提出いただき、審査会において採択事業者を決定します。

事業の詳細については、下記 URL でご案内しております。

<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/syokushin/2024yorokobareru.html>

ご不明の点については、下記お問い合わせ先にご連絡ください。

【お問い合わせ先】

宮城県農政部

食産業振興課食ビジネス支援班

電話: 022—211—2812

『販路を開拓・拡大したい』
みやぎの食材バリューチェーン構築プロジェクトのうち
商談機会創出事業

商談会や食品ガイドブックを通じて、県内食品製造業者等の販路開拓を支援します。

対象となる方

県内に事業所を有する食品製造業者等

支援内容

- (1) 県内外のバイヤーを招聘し、ビジネス商談会を開催します。
- (2) 小売業界や外食産業界向けに開催される首都圏大規模展示・商談会に宮城県ブースとして出展し、県内食品製造業者の販路開拓を支援します。
- (3) 県産加工食品や農林水産物を掲載したガイドブックを作成し、県内外のバイヤーや県主催商談会出席バイヤー等に幅広くPRします。

募集期間

支援内容ごとに、県 HP 等で周知します。
県 HP を確認又は下記お問い合わせ先にご連絡ください。

利用方法

支援内容ごとに、食産業振興課に応募書等をご提出いただく必要があります。

ご不明の点は、下記お問い合わせ先にご連絡ください。

【お問い合わせ先】

宮城県農政部
食産業振興課食ビジネス支援班
電話：022—211—2812

『食品製造業の経営力強化に取り組みたい』

食品製造業経営力強化サポート事業

専門家の派遣により県内食料品製造業者等の経営課題の洗い出しから事業の再構築までを支援します。

対象となる方

県内に事業所を有する県内食料品製造業者等で、本事業の支援を受ける目的及び成果目標が明確で専門家の派遣による支援効果が期待できる者

支援内容

県内の食料品製造業者等に対し経営改善に向けた指導・助言が可能な専門家を個別に派遣すること等により、経営力強化に向けた課題の洗い出しから事業の再構築に向けた活動の実施までの一連の過程を支援します。

(1) 専門家の派遣

専門家の派遣により個別課題の洗い出しとアドバイスによる支援を実施します。

(2) 経営改善活動経費の補助

上記(1)の支援対象者が、専門家のアドバイスに基づき実践する経営改善活動に係る経費の一部を補助します。

- ・補助限度額 75 万円
- ・補助率 1/2 以内
- ・事業期間 原則として交付決定の日から翌年2月下旬まで

(3) フードビジネス塾

食料品製造業者等の経営力等を強化するためのビジネス塾を3回程度開催します。

募集期間

- (1) 専門家の派遣: 令和6年4月25日(木)から5月31日(金)まで
- (2) 経営改善活動経費の補助: (1)の支援対象者決定後、随時
- (3) フードビジネス塾: 令和6年8月頃を予定

利用方法

支援内容ごとに、食産業振興課に応募書等をご提出いただく必要があります。
ご不明の点については、下記お問い合わせ先にご連絡ください。

【お問い合わせ先】

宮城県農政部

食産業振興課食ビジネス支援班

電話: 022-211-2812

『新商品開発・既存商品改良のための相談や試作試験をしたい』

水産加工公開実験棟の利用

食品加工に関する様々な加工相談や、水産加工企業が取り組む新商品開発・既存商品改良に対し、水産加工公開実験棟に整備された各種機器を用いた技術支援を行います。

対象となる方

水産加工業者、6次産業化を目指す漁業者・団体など

支援内容

- ・原料の一次処理から加熱、調味、包装までの多様な加工技術分野に関して、問題解決のための技術支援を行います。
- ・食品加工に関する学術情報等も収集し、新商品開発や既存商品改良等の取り組みを支援します。
- ・詳しくはホームページをご覧ください。

利用時間等

- ・施設利用：平日9:00から16:00
- ・お問合せ：平日8:30から17:15

利用方法

- ・水産技術総合センター水産加工開発チームにご連絡ください。
- ・申請書類は、こちらのQRコードからもダウンロードできます。
- ・ご不明の点については、下記お問い合わせ先にご連絡ください。



水産加工開発チーム業務内容



公開実験棟
使用許可申請書

【お問い合わせ先】

宮城県水産林政部水産技術総合センター

水産加工開発チーム

電話：0225—93—6703

『震災で失われた販路を回復・開拓したい』

県産水産物の販路開拓強化支援事業

県内の水産加工業者等が行う県産水産物等の商品開発やブランドの認知度向上に資する取組を支援します。

対象となる方

1 商品開発支援事業

○県内に事業所を有する次に掲げるもの

- (1) 中小企業支援法(昭和38年法律第147号)第2条第1項第1号に規定する者のうち県産水産物等を取り扱う者
- (2) 水産業協同組合法(昭和23年法律第242号)に基づく組合
- (3) 卸売市場法(昭和46年法律第35号)第4条第1項の認定を受けた中央卸売市場の開設者が許可する水産物を取り扱う卸売業者
- (4) (1)から(3)までに掲げるもののほか、県産水産物等の販路開拓・拡大、流通促進を図る事業実施主体として知事が適当と認める団体

2 県産水産物ブランド化に対する取組支援事業

○県内の水産加工・流通業者等で構成された県産水産物の県内外への普及及びブランド化を目的として活動している団体等

支援内容

1 商品開発支援事業

○県産水産物等の商品開発・改良に係る経費の一部を支援します。

(例) 新商品の開発・試作、商品の包装材の開発・改良

補助率: 1/2以内 補助限度額: 100 万円

2 県産水産物ブランド化に対する取組支援事業

(例) 県産水産物のブランド化及びブランドの認知度向上に係る経費を支援します。

補助率: 10/10以内 補助限度額: 500 万円

募集期間

令和6年5月8日(水曜日)まで

※予算の上限に達しない場合は、再募集することがあります。

利用方法

ご利用いただくためには、応募書類をご提出いただく必要があります。

※採択にあたって、事業内容を審査いたします。

事業の詳細については、下記 URL でご案内しております。

<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/suishin/syohinnkaihatu.html>

【お問い合わせ先】

宮城県水産林政部

水産業振興課販路開拓支援班

電話: 022-211-2954

『展示会・商談会への出展を支援します』

展示会・商談会出展事業

県産水産物等の販路開拓・拡大を図るため、県内の水産加工流通業者等が行う、展示会・商談会等への出展に要する経費の一部を補助します。

対象となる方

○県内に事業所を有する次に掲げるもの

- 1 中小企業支援法(昭和38年法律147号)第2条第1項第1号に規定する者のうち県産水産物等を取り扱う者
- 2 水産業協同組合法(昭和23年法律第242号)に基づく組合
- 3 卸売市場法(昭和46年法律第35号)第4条第1項の認定を受けた中央卸売市場の開設者が許可する水産物を取り扱う卸売業者
- 4 1から3までに掲げるもののほか、県産水産物及び県産水産加工品の販路開拓・拡大を図る事業実施主体として知事が適当と認める団体

支援内容

日本国内で開催される展示会・商談会への出展に係る経費の一部を支援します。

○対象項目、補助対象経費

旅費: 交通費、宿泊費

庁費: 出展小間料等、備品レンタル費、運搬費、電気工事費(電気使用料も含む)、給排水施設使用料(水道料も含む)、販売促進員派遣費

○補助率等

- 1 補助率: 1/2 以内
- 2 補助限度額: 展示商談会 1 件当たり 300 千円とし、1 事業者当たり 1 会計年度において合計で 400 千円

募集期間

令和6年4月1日から(先着順。予算の上限に達し次第受付終了。)

利用方法

ご利用いただくためには、応募書類をご提出いただく必要があります。

事業の詳細については、下記URLでご案内しております。

<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/suishin/tenjikai.html>

【お問い合わせ先】

宮城県水産林政部

水産業振興課販路開拓支援班

電話: 022-2211-2954

水産加工業者等が連携して取り組む活動を支援します / 水産業連携活動促進事業

東日本大震災以降、売上が震災以前に回復していない水産加工業者等が7割を占めている中、県では、経営の安定化を図るため、経営課題の解決に向けて水産加工業者等が連携して取り組む活動に対して、専門家を派遣するなどの支援を行います。

補助対象者

県内に事業所を有する事業者が3者以上参加し、かつ、そのうち2者以上が県内に事業所を有する水産加工業者等

支援内容

(1) 専門家派遣支援

：情報交換、経営研究、商品開発等の取組みに対し、専門家派遣を行う。

(2) 企業連携活動促進支援

：専門家の指導・助言に基づく活動経費の一部を補助する（希望する団体のみ）。

支援可能な分野

- 経営分析・経営改善に関すること
- 人材育成に関すること
- 販売戦略・マーケティングに関すること
- 商品開発に関すること
- その他知事が特に必要と認めるもの

派遣上限

- 1団体あたり5回まで
（1回の派遣時間は原則3時間）

補助上限

- 1団体あたり100万円
- 補助率1/2以内

補助対象経費

専門家の指導・助言に基づく取組のうち下記の経費。

旅 費	事業を実施するために直接必要な補助事業者が行う先進事例視察及びマーケティングなどの活動に要する交通費、宿泊料
研究開発費	商品開発に直接必要な原材料費（自社からの仕入は対象外）、外注費、検査・分析費、機械リース費、包装デザイン等開発費、ECサイト改良・構築費
調査研究費	調査研究のためのサンプル制作費（無償配布に限る）、紹介資料等作成費、調査研究に直接必要なマーケティング委託費、試験・調査費
庁 費	事業を実施するために必要な会場等借用料、消耗品費、資材購入費
広告宣伝費	商談会等出展経費、ポスター・パンフレットの制作費、資料購入費、送料、広告料等などのPR経費
そ の 他	上記のほか、知事が必要と認める経費

申請期間

令和6年5月2日（木） ～ 令和6年6月28日（金）

予算の範囲内において、ヒアリングに基づき、順次、支援決定いたしますので、
お早めに申請願います。

宮城県水産林政部 水産業振興課 流通加工班

〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町3丁目8番1号

TEL:022-211-2931 FAX:022-211-2939 E-mail : suishinr@pref.miyagi.lg.jp

HP : <https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/suishin/suisangyourenkeisokushin.html>

事業の流れ

STEP1 申込

専門家派遣申込書(様式第1号)に必要事項を記入の上、下記お問い合わせ先までメールにより提出願います。

※様式は水産業振興課のホームページからダウンロードできます。

6/28まで

STEP2 ヒアリング

申込内容をもとにヒアリングを行い、取組内容や専門家を決定します。ヒアリングの日程は専門家派遣申込書(様式第1号)を提出後に調整します。

※この時点で、支援を受ける目的及び成果目標が明確でない場合や支援の効果が期待できない場合は、支援を行うことはできません。

STEP3 支援決定

ヒアリング結果に基づいて、支援の可否を判断します。また、支援決定となる団体へは、県から支援決定通知(様式第2号)により通知を行います。

STEP4 専門家派遣

上限を5回までとし、県が専門家を派遣します(専門家の旅費及び謝金は県が負担します)。派遣後は、実施報告書(様式第3号)を提出願います。

※会場は支援を受けられる団体でご用意願います。

2/28まで

STEP5 補助金 交付申請

専門家の指導・助言に基づいた取組に必要な経費を補助します。専門家のアドバイスを受けて、補助金交付要綱に従い、必要書類を作成の上、提出してください。

【必要書類】

- ☐ 補助金交付申請書(別記様式第1号)及び別記様式第1号-別紙1~6
- ☐ 登記事項証明書(法人の場合)★
- ☐ 住民票抄本(個人の場合)★
- ☐ 納税証明書(すべての県税に未納がないこと)★
- ☐ その他知事が認める書類

※★はすべての構成企業ごとにご提出願います。

※様式は水産業振興課のホームページからダウンロードできます。

STEP6 交付決定

申請書類を受付後、書面審査を実施します。審査に問題がなければ、県から交付決定通知を送付いたします。

STEP7 進捗報告

必要に応じて、遂行状況報告書(別記様式第5号)及び補助事業用帳簿(別記様式第6号-別紙3)を作成の上、提出願います。

STEP8 実績報告

事業の結果について、下記の必要書類を提出願います。

【必要書類】

- ☐ 補助事業実績報告書(別記様式第6号)
- ☐ 別記様式第6号-別紙1~別紙5
- ☐ 見積書、契約書、納品書及び領収証の写し
- ☐ その他知事が必要を認める書類

※様式は水産業振興課のホームページからダウンロードできます。

3/4まで

専門家派遣支援

企業連携活動促進支援

お問い合わせ

宮城県水産林政部 水産業振興課 流通加工班

〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町3丁目8番1号

TEL:022-211-2931 FAX:022-211-2939

E-mail : suishinr@pref.miyagi.lg.jp

HP : <https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/suishin/suisangyourenkeisokushin.html>



「IT導入補助金」でIT導入・DX (デジタルトランスフォーメーション) による生産性向上を支援！

- 業務の効率化やDXの推進、セキュリティ対策に向けたITツール等の導入費用を支援！
- **インボイス対応に活用可能！** 安価なITツールの導入にも活用可能で、**小規模事業者は最大4/5補助！**
- **補助額は最大450万円/者、補助率は1/2～4/5！**

通常枠

- ・生産性の向上に資するITツール（ソフトウェア、サービス）の導入費用を支援します。
- ・クラウド利用料を最大2年分補助し、保守運用等の導入関連費用も支援します。

インボイス枠 インボイス対応類型

- ・10月1日に開始されたインボイス制度への対応に特化した支援枠で、**会計・受発注・決済ソフト**に加え、**PC・タブレット・レジ・券売機等のハードウェア導入費用も支援**します。
- ・**小規模事業者は最大4/5補助**し、補助下限は無く安価なITツール導入も支援します。

インボイス枠 電子取引類型

- ・取引関係における発注者（大企業を含む）が費用を負担してインボイス対応済の受発注ソフトを導入し、**受注者である中小企業・小規模事業者等が無償で利用できるケースを支援**します。

複数社連携IT導入枠

- ・**10者以上の中小企業・小規模事業者等が連携した、インボイス制度への対応やキャッシュレス決済を導入する取組等を支援**します。連携のための事務費・専門家費も補助対象です。

セキュリティ対策推進枠

- ・独立行政法人 情報処理推進機構（IPA）が公表する「サイバーセキュリティお助け隊サービスリスト」に掲載されている**セキュリティサービスの利用料**を支援します。

※詳細は裏面をご確認ください。

令和5年度補正予算で中小機構に措置



<詳細> (赤字は令和5年度補正予算での拡充点です)

枠/ 類型	通常枠		インボイス枠（インボイス対応に活用可能！）				複数社連携IT導入枠	セキュリティ 対策推進 枠	
			電子取引類型		インボイス対応類型				
補助 事業者	中小企業・ 小規模事業者等		大企業 等		中小企業・ 小規模事業者等				
補助額	5万円 ～ 150万 円 未満	150万 円～ 450万 円 以下	インボイス制度に 対応した 受発注ソフト	インボイス制度に 対応した会計・受 発注・決済ソフト		PC・ タブレッ ト等	レジ・ 券売機 等	(1)インボイス枠インボイス対応 類型の対象経費（左記同様） (2)消費動向等分析経費 ^(※1) （上記(1)以外の経費） 50万円×参画事業者数 補助上限： （1）+（2）で3,000万円 (3)事務費・専門家費 補助上限：200万円	5万円 ～ 100万円
			～350万円	50万円 以下	50万円 超 ～ 350万 円	～10 万円	～20 万円		
補助率	1/2		2/3	1/2	4/5 、3/4 (※2)	2/3 (※3)	1/2	(1)インボイス枠インボイス対応 類型と同様 (2)・(3) 2/3	1/2
補助 対象 経費	ソフトウェア 購入費、 クラウド利用料 (最大2年分)、 導入関連費		クラウド利用料 (最大2年分)		ソフトウェア購入費、クラウド利用料(最大2年分)、導入関連費、 ハードウェア購入費				サイバーセキュリ ティサービス利 用料(最大 2年分) (※4)

(※1)消費動向等分析経費のクラウド利用料は、1年分が補助対象。

(※2)小規模事業者については補助率は4/5。中小企業については補助率は3/4。

(※3)補助額50万円超の際の補助率は、補助額のうち50万円以下については3/4 (小規模事業者は4/5)、50万円超については2/3。

(※4) (独)情報処理推進機構 (IPA) 「サイバーセキュリティお助け隊サービス」に掲載されたサービス

<活用例>

インボイス枠

- ・インボイス発行の手間を効率化するため、「会計ツール」を導入。
経理担当が手作業で行っていた出納管理が自動化され、バックオフィスの効率が全体的に向上。

通常枠

- ・タイムカードによる勤怠管理のため、本社出勤後の現場移動、帰社後の帰宅が必要であったところ、「勤怠・労務管理ツール」の導入により出先からの打刻が可能に。これにより、**残業時間が3割削減**、人事担当の**作業効率も大幅アップ**！

<今後のスケジュール>

・通常枠、セキュリティ対策推進枠、

インボイス枠 (電子取引類型)

第5次締切 7月19日 (予定)

第6次締切 8月23日 (予定)

・複数社連携IT導入枠

第3次締切 8月23日 (予定)

・インボイス枠 (インボイス対応類型)

第8次締切 7月3日 (予定)

第9次締切 7月19日 (予定)

第10次締切 8月2日 (予定)

第11次締切 8月23日 (予定)

サービス等生産性向上
IT導入支援事業
事務局ポータルサイト



※詳しくは、事務局ポータルサイトをご確認ください。

応募方法等の詳細は
こちらからご確認ください

人手不足を乗り越え、生産性向上を目指す皆様へ

中小企業省力化投資補助事業

事務局HP（公募要領・カタログはこちら）



STEP1 対象要件

第1回公募申請受付期間:6月25日～7月19日
（次回の公募については事務局HPで案内します。）

- 中小企業等が、事務局HPに公開する補助対象製品のリスト(カタログ)に登録された製品から選んで省力化のための設備投資を行い、**労働生産性 年平均成長率3%**向上を目指す事業計画※に取り組むこと。
※省力化で削減された工数分の人員削減を行うものは対象外
- （賃上げによる補助上限額引き上げを適用する場合、）補助事業終了までに**給与支給総額6%・事業場内最低賃金45円以上の賃上げ**に取り組むこと。

STEP2 申請手続

- 公募要領で**補助対象者、申請要件、対象経費、スケジュール等を確認**
- **カタログを参照して製品を選び**、販売事業者連絡
- **GビズIDを取得※**のうえ、電子申請システムにより販売事業者と共同申請

※本補助金の申請にはGビズID（アカウント）の取得が必要です。
ID取得に一定期間を要しますので、お早めにお手続き下さい。

GビズID 検索



STEP3 事業実施、フォローアップ

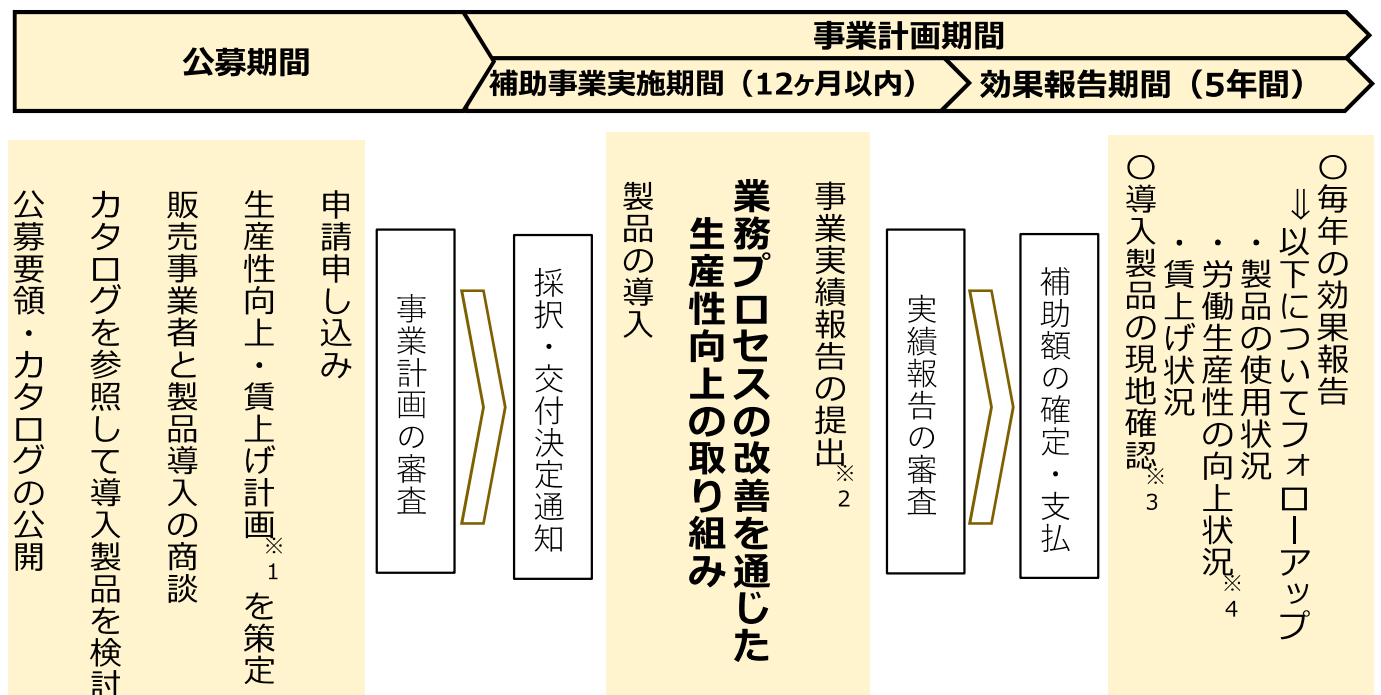
- 交付候補者決定、交付申請・決定を経て事業を実施
- **補助事業実施期間内に省力化製品の導入を行い、実績報告書を提出**
- **申請時の事業計画に基づき毎年度効果報告を提出※**

※5年の間、効果報告では、「製品の継続利用確認」、「賃上げ実績」、「付加価値向上実績」を提出いただきます。なお、本事業で発生した利益は収益納付いただく必要があります。

※補助上限等の詳細は裏面をご確認ください。

注意：購入した製品の売却や転用、破棄等には制限が課され、残存簿価相当額等を返納いただく必要がございます。

申請から事業終了までの流れ



※1)補助上限額の引き上げを適用する場合、事業終了時に①給与支給総額+6%以上 かつ、②事業場内最低賃金+45円以上とした計画を策定いただく必要があります。

※2)補助上限額を引き上げたが事業終了までに賃上げ未達の場合、交付減額となる場合があります。

※3)確認できない場合は、交付決定取り消しとなる場合があります。

※4)人員整理・解雇を行っていた場合は、交付決定取り消しとなる場合があります。

支援枠・類型の概要

枠	補助上限額	補助率
省力化投資補助枠 (カタログ型)	従業員数5名以下 200万円(300万円) 従業員数6～20名 500万円(750万円) 従業員数21名以上 1,000万円(1,500万円) ※補助事業実施期間内に一定以上の賃上げを達成した場合、()内の額に補助上限を引き上げ	1/2

※) 国・独立行政法人等が目的を指定して支出する他の制度との重複（診療・介護報酬対象事業や一次産業）を含む事業は補助対象となりません。

制度の詳細やお問合せ先は事務局HPをご確認下さい



業種ごとの活用イメージ

物流業×無人搬送車

倉庫に**無人搬送車**を導入することで、棚替え業務を省力化し、**多くの受注をこなすようにすることで生産性を向上**。

宿泊業×自動清掃ロボット

旅館において、**自動清掃ロボット**を導入することで受付の人員を増強し、手続き迅速化・おもてなし等で**顧客満足度を向上させ、高付加価値化**。

飲食業×

スチームコンベクションオーブン
(プログラム機能付き調理器具)

人手不足の解消のため、複数の料理を同時かつ大量に自動加熱調理可能とする。

『IT化のお悩みを解決します』

IT経営サポートセンター

IT利活用や導入について、専門家に気軽に相談できるオンライン面談サービスです。
ご相談は1回60分、何度でも無料でご利用いただけます。

対象となる方

IT利活用や導入について相談したい中小企業・小規模事業者

支援内容

- ・IT化に関するお悩みについて、IT経営の専門家がオンラインで相談に応じます。
- ・ご相談は1回60分、何度でも無料です。
- ・「IT化の進め方がわからない」「自社にあったITツールを探したい」「もっと有効活用したい」など、事業者の状況に応じて課題の整理や実践的なアドバイス・情報提供などを行います。
- ・「IT戦略ナビ」や「ここからアプリ」等の中小機構のツールを活用し、課題の整理や見える化、自社に最適なITツールの整理ができます。

募集期間

随時募集しております。HPから事前予約が必要です。

事業の詳細

事業の詳細及び相談予約は、下記URLをご参照ください。

URL: <https://it-sodan.smrj.go.jp/>

【お問い合わせ先】

中小企業基盤整備機構 東北本部

企業支援部 企業支援課

電話:022—716—1751(直通)

『ものづくり中小企業者の生産現場改善活動を支援しています』

生産現場改善強化支援事業

生産現場の作業内容や工程管理などの仕組みを見直すことで、労働生産性の向上や労働者の作業負担の軽減を促進し、人材不足の解決や経営革新等の新たなステージに取り組むための企業力を高めていただくことを目的としております。

対象となる方

日本標準産業分類の大分類「E製造業」に該当し、宮城県内に本社または工場を置くものづくり中小企業者。

※県外に立地する工場は対象外となります。

支援内容

1 専門家による継続支援

機構と委託契約を結んだ生産現場改善に精通した専門家の派遣を継続的行います。

【支援内容】

- ・支援対象：審査により決定
- ・指導時間・回数：専門家と協議により決定
- ・企業負担：なし

2 設備導入等補助金

生産現場改善を進める上で必要な生産設備等の設置・改良や生産ラインの改善に係る経費の一部を補助します。

【支援内容】

- ・支援対象：上記「専門家による継続支援」の決定企業から追加審査により決定
- ・補助金交付額：費用(税抜額)の1／2以内(上限75万円)

3 生産現場改善セミナーの開催

ニーズに応じて生産現場の改善に関するセミナーを開催します。

派遣期間

キックオフ(6月または7月)から成果報告会(翌年2月末)まで。
専門家の派遣は概ね月1回程度。

募集期間

支援メニューにより異なりますので、お問い合わせください。

お問い合わせ

ご不明な点については、下記お問い合わせ先にご連絡ください。

【お問い合わせ先】

(公財)みやぎ産業振興機構 取引支援課

生産改善支援室

電話：022-225-6637

『新たなデジタル化に取り組みたい』

中小企業等デジタル化支援事業

中小企業等のデジタル化に向けた取組を支援するため、アドバイザーを派遣するほか、新たなデジタル化に取り組むための費用の一部を補助します。

対象となる方

中小企業、小規模事業者の中で県内に本店を有する法人又は県内に住所を有する個人事業主（※詳細は下記ホームページをご覧ください。）

支援内容

■デジタル化支援事業

(1) アドバイザー派遣

デジタル化をどのように進めたら良いかわからない方や、(2)の補助金の活用に向けた助言を受けたい方へアドバイザーを派遣いたします。

(2) システム構築、機器導入等補助金

【補助メニュー】

通常枠：デジタル化の取組を支援します。

発展・展開枠：過去に当補助金を活用した事業者が行う、より高度な取組や、他業務へのデジタル技術の導入を支援します。

共同化枠：複数事業者によるデジタル技術を用いた共同化の取組を支援します。

補助率等

・補助率：【通常枠、発展・展開枠】1／2以内 【共同化枠】2／3以内

・補助限度額：【通常枠、発展・展開枠】50万円～250万円

【共同化枠】50万円～500万円

・補助対象経費：① デジタル化に係るシステム構築費、システム運用関連費

② ①の実施に必要な機器等整備費、専門家経費 等

募集期間

令和6年5月頃～（※詳細は下記ホームページをご覧ください。）

(URL: <https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/chukisi/r6digital-shien.html>)



【お問い合わせ先】

宮城県経済商工観光部

中小企業支援室

電話：022-211-2745

『複数の企業と共同した事業に取り組みたい』

中小企業等共同化チャレンジ事業

複数の中小企業が共同で実施する経営効率化の実証的取組を支援します。

対象となる方

複数の企業の共同によって経営効率化にチャレンジする中小企業等

支援内容

今後の人口減少により、企業の人材確保は一層厳しくなることが予想され、中小企業等の事業継続を図るためには、デジタル技術の活用等による複数の企業が連携した共同化の取組により、経営効率化を図ることが重要であることから、複数の中小企業が共同で行う中小企業の経営効率化にチャレンジする実証的取組を支援するもの。

事業例

- ① バックオフィス共同化の取組
- ② 商品の共同開発や製造の取組
- ③ 共同販売・サービスの取組 等、企業連携・共同化の取組を幅広く支援

補助率等

- ・補助率 : 2/3以内
- ・補助限度額 : 200万円
- ・補助対象経費: コンサルタント経費、人件費、試作品費、マーケティング費、資材費等

募集期間

令和6年5月頃～（※詳細は下記担当までお問い合わせください。）

【お問い合わせ先】

宮城県経済商工観光部

中小企業支援室

電話: 022-211-2745

『人材育成・スキルアップを目指したい』

中小企業大学校仙台校

中小企業の経営課題を解決し、活力ある企業ヘリードしていく人材を育成するための研修を、年間を通して実施しています。

対象となる方

中小企業の経営者、経営幹部、管理者、管理者候補、現場リーダー等

研修内容

階層別、企業経営・経営戦略、組織マネジメント、人事・組織、財務管理、営業・マーケティング、生産管理など多彩な研修コースを設けており、自社の経営課題の解決に応じ選択いただけます。

	No.	コース名	開催日程
NEW	24-12	ゼロから始めるキャリアデザイン ※アフターフォロー付き研修	7/2～4
	24-13	人材育成の計画づくりと効果的な実践法	7/10～12
NEW	24-16	経営トップセミナー I（自社を成長させる DX、SDGs、カーボンニュートラルの活用法）	7/23
	24-17	はじめて学ぶ！現場改善入門講座	前半：7/23～ 24 後半：8/28
	24-82	初めて部下を持つ人の職場教育の進め方	7/30～31
	24-20	RPA を活用した事務の自動化入門講座	8/22～23
NEW	24-21	心理的安全性の高い組織づくり	8/29～30
NEW	24-11	今日からはじめる DX・IT 活用の進め方	9/9～10
NEW	24-22	新事業・新商品のためのアイデア発想法	9/11～13
NEW	24-23	組織を活性化させるファシリテーション力強化講座	9/18～19
	24-24	新規顧客を獲得するマーケティング講座	前半：9/25～ 26 後半：10/25
	24-27	人材の成長と定着化のための人事制度のつくり方	前半：10/9～ 10 後半：11/14
	24-28	経営戦略入門講座	前半：10/16～ 17 後半：11/19
	24-31	財務分析入門講座	11/6～8

【お問い合わせ先】

中小企業基盤整備機構東北本部

中小企業大学校仙台校研修担当

電話：022-392-8811（直通）

『経営の強靱化を支援します』

事業継続力強化支援

自然災害の頻発、感染症の流行など、事業活動の継続に支障をきたす事態に直面した際の経営力を強化するため、BCP や国の認定制度である「事業継続力強化計画」の策定を支援します。

対象となる方

自然災害や感染症に備えたい中小企業・小規模事業者/企業の連携体や組合

支援内容

事業継続力強化計画の策定にあたり、専門家を派遣しハンズオン支援致します。
国の認定を受けると様々な優遇(ロゴマーク使用、防災設備の税制優遇、補助金の審査に加点措置(IT 導入補助金、ものづくり補助金等)など)がございます。

<知る>

・関連情報の発信

<習得する>

・実践セミナー

<作る>

・策定支援(専門家を派遣し、無料でハンズオン支援します。)

募集期間

随時受け付けておりますので、お問合せ下さい。

事業の詳細

詳細については、下記URLをご参照ください。

URL: <https://www.smrj.go.jp/sme/enhancement/kyoujinnka/index.html>

BCP や事業継続力強化の策定支援をご希望の方は下記のお問い合わせ先までご連絡ください。

【お問い合わせ先】

中小企業基盤整備機構 東北本部 企業支援課

電話:022—716—1751(直通)

メール:bcp-tohoku@smrj.go.jp

『女性が活躍できる企業体制を構築したい』

令和6年度

「女性が輝く」みやぎの水産加工業創生事業

事業の中核を担う人材として女性の採用・登用を進める企業や、女性が働きやすく、さらに活躍できる体制の構築等を目指す企業に専門家を派遣し、企業の体制づくりを支援します。

対象となる方

宮城県内に事業所がある中小水産加工業者。

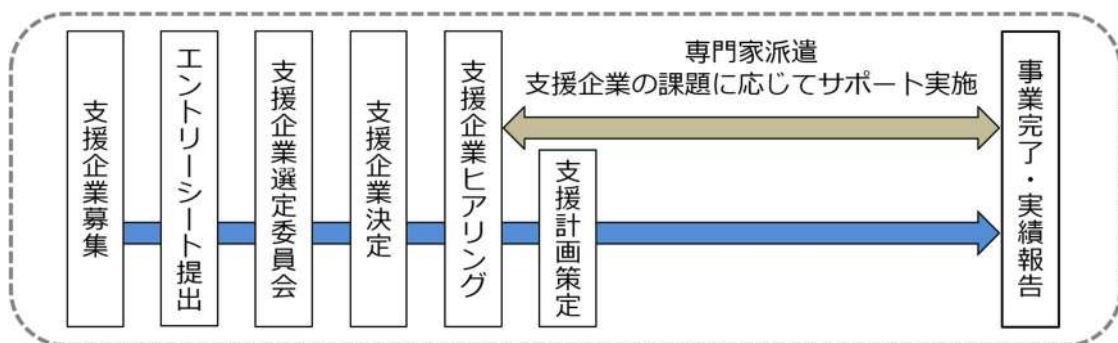
応募要件

- イ 女性を中核人材として採用・登用し、育成していく意向があること。
- ロ 女性が働きやすく、さらに活躍できる職場づくりの構築に意欲があること。

支援内容

支援企業に、課題に応じた専門家を派遣します。支援企業は、女性がさらに活躍できる企業体制の構築に向け、専門家の助言・指導を受けて事業を進めていただきます。

支援のイメージ



募集期間

令和6年4月26日(金)から令和6年6月11日(火)まで

利用方法

詳細については、ホームページをご確認ください。



水産業振興の
HP はこちらから！

【お問い合わせ先】

宮城県水産林政部

水産業振興課流通加工班

電話:022-211-2931

『水産加工原材料を安定的に調達したい』

(令和6年度当初予算)

特定水産物供給平準化事業

水揚げ量の季節変動等の影響を受ける水産物を買取・保管し、水産加工業者等の必要な時期に提供する取組を支援します。

対象となる方

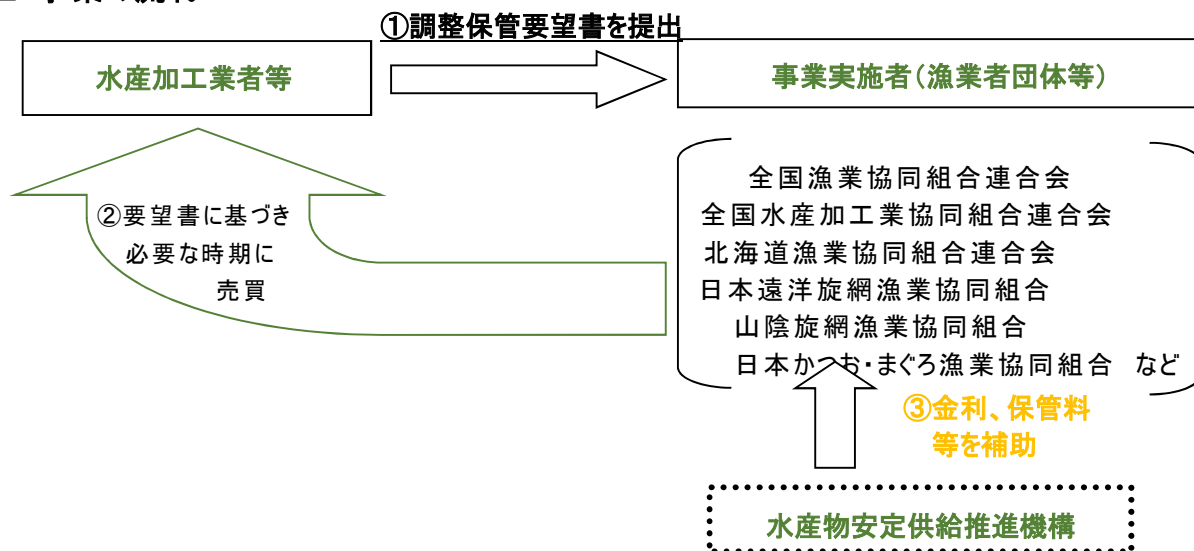
加工原材料を調達したい水産加工業者等

支援内容

特定水産物供給平準化事業(補助率:定額、1/2)

水産加工業者等への国産水産加工原材料の安定供給に資するため、漁業者等から買い取った水産物等を保管し、水産加工業者等に対して必要な時期に販売(調整保管)する漁業者団体等の取組に必要な、買取代金等を資金調達した際に要する金利や保管に要する経費等について支援します。

■ 事業の流れ



ご利用方法

- ・事業を活用する場合は、**漁業者団体等**に対して「調整保管要望書」をご提出ください。
- ・「調整保管要望書」の様式や事業の詳しい内容等については、下記事業実施主体のホームページをご覧ください。また、内容等についてわからないこと等がある場合は、下記にお問い合わせください。

【 お問い合わせ先 】

水産物安定供給推進機構

URL: <http://www.fishfund.or.jp/jigyoku3.html>

電話: 03-3254-7044

水産庁漁政部加工流通課調整班

『加工原材料を国産原材料に転換することで、安定的に調達したい』

(令和5年度補正予算)

特定水産物供給平準化事業 (原材料転換対策)

国民に対する水産物の安定供給を図るため、輸入原材料から国産原材料へ原材料を転換する水産加工業者に対して、国産原材料を安定的に供給する取組を支援します。

対象となる方

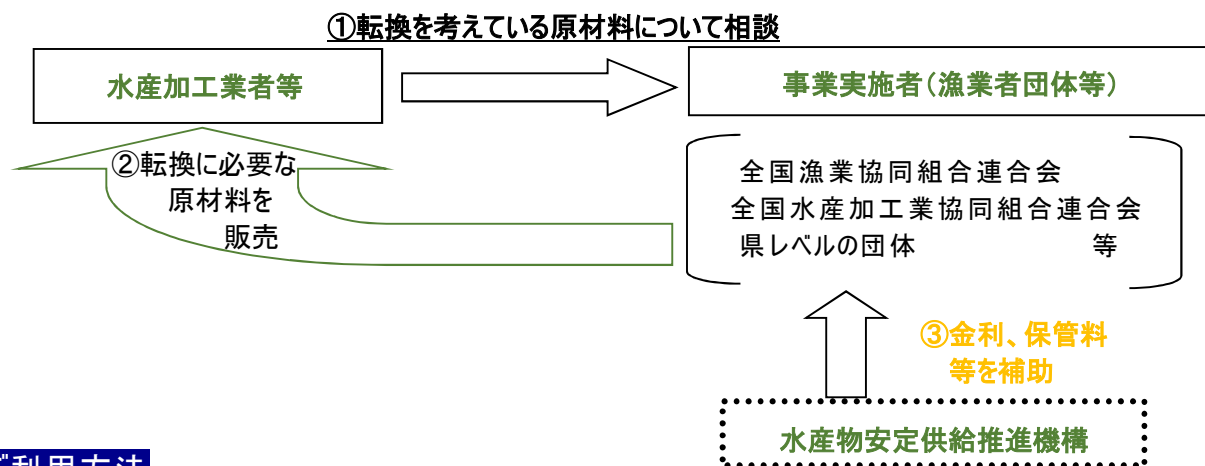
輸入原材料から国産原材料へ原材料の転換を図る水産加工業者

支援内容

特定水産物供給平準化事業(原材料転換対策)(補助率:定額、1/2)

国民に対する水産物の安定供給を図るため、輸入原材料から国産原材料へ転換する水産加工業者に対して、国産原材料を安定的に供給する漁業者団体等の取組に必要な、買取代金等を資金調達した際に要する金利や保管に要する経費等について支援します。

■ 事業の流れ



ご利用方法

事業の詳しい内容等については、下記事業実施主体のホームページをご覧ください。
また、内容等についてわからないこと等がある場合は、下記にお問い合わせください。

【 お問い合わせ先 】

水産物安定供給推進機構

URL: <http://www.fishfund.or.jp/jigyoku3.html>

電話: 03-3254-7044

水産庁漁政部加工流通課調整班

電話: 03-6744-2350

『能登半島地震の影響で地場産の加工原材料調達が困難なので、
安定的に調達したい』

(令和5年度補正予算)

特定水産物供給平準化事業

(能登半島地震に伴う水産加工原材料安定供給対策)

能登半島地震により、地場産の加工原材料の調達が困難となった水産加工業者に対して、加工原材料を安定的に供給する取組を支援します。

対象となる方

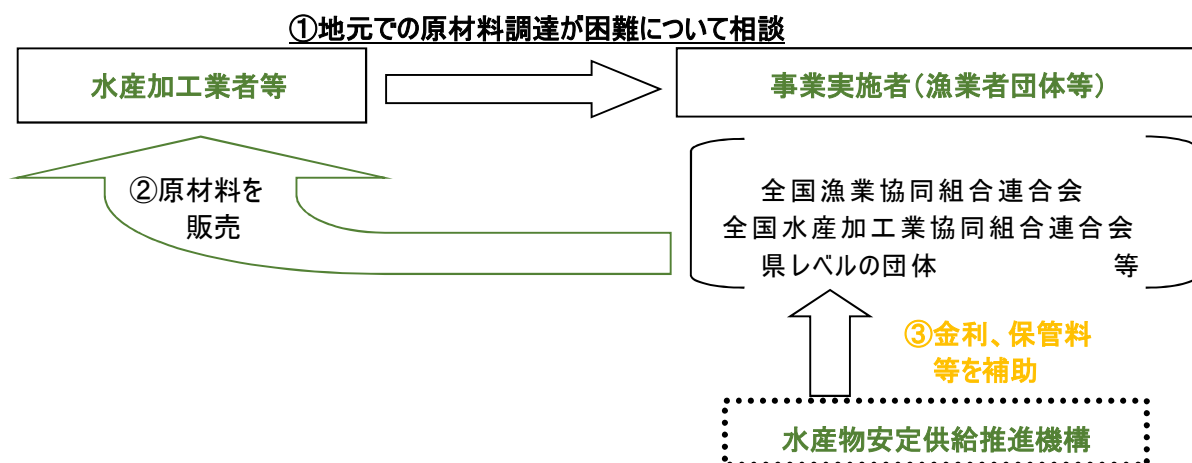
被災地域に所在する水産加工業者

支援内容

特定水産物供給平準化事業(能登半島地震に伴う水産加工原材料安定供給対策)(補助率:定額、1/2)

能登半島地震により、地場産の加工原材料の調達が困難となった水産加工業者に対して、加工原材料を安定的に供給する漁業者団体等の取組に必要な、買取代金等を資金調達した際に要する金利や保管に要する経費等について支援します。

■ 事業の流れ



ご利用方法

事業の詳しい内容等については、下記事業実施主体のホームページをご覧ください。
また、内容等についてわからないこと等がある場合は、下記にお問い合わせください。

【 お問い合わせ先 】

水産物安定供給推進機構

URL: <http://www.fishfund.or.jp/jigyous3.html>

電話: 03-3254-7044

水産庁漁政部加工流通課調整班

電話: 03-6744-2350

『新たな魚種を加工原料として活用したい』
海況変化を見据えた
新たな水産資源の持続的活用推進事業

水揚量が近年増加しているものの加工原料としての利用率の低い「暖水性魚種」や、加工原料として認知されていない「低・未利用魚種」、加工工程上やむを得ず残渣として排出されている「未利用部位」の加工原料化を目指す企業に対し、技術的な支援を行います。

対象となる方

水産加工業者、6次産業化を目指す漁業者・団体など

支援内容

- ・「暖水性魚種」や「低・未利用魚種」等の加工原料化について、県が実施する試験研究の成果を提供します。
- ・県が開発した加工技術やレシピ等は、県内水産加工業者へ提供して技術移転を図ります。
- ・新たな加工原料となり得る魚種等の情報を収集・提供します。
- ・新たな加工原料の利用に向けた各種相談に対応します。
- ・一般消費者に対しても県 HP や水産加工開発チームのInstagramなどを活用して情報を発信し、暖水性魚種や低・未利用魚の知名度向上を図ります。

お問い合わせ

下記お問い合わせ先にご連絡ください。

【お問い合わせ先】

宮城県水産林政部水産技術総合センター
水産加工開発チーム

電話：0225-93-6703

令和5年度補正予算

「事業承継・引継ぎ補助金」で

雇用の多くを占める中小企業の生産性向上、持続的な賃上げに向けて、事業承継・M&A、グループ化後の経営革新（設備投資、販路開拓等）や、M&A時の専門家活用費用等を支援します！

経営革新
枠

事業承継※1・M&A後の経営革新（設備投資・販路開拓等）に係る費用を補助します※2

※1：経営者交代類型は承継前の後継者も対象です

※2：複数の中小企業を子会社化し、グループ全体の生産性向上のための投資を行う場合、グループ一体として申請できる「グループ申請」を新設しています

専門家活用
枠

M&A時の専門家活用に係る費用（フィナンシャル・アドバイザー（FA）や仲介に係る費用※、セカンドオピニオン、表明保証保険料等）を補助します

※FA・仲介費用については、「M&A支援機関登録制度」に登録されたFA・仲介業者による支援に係る費用のみ補助対象です

廃業・
再チャレンジ
枠

事業承継・M&Aに伴う廃業等に係る費用（原状回復費・在庫処分費等）を補助します

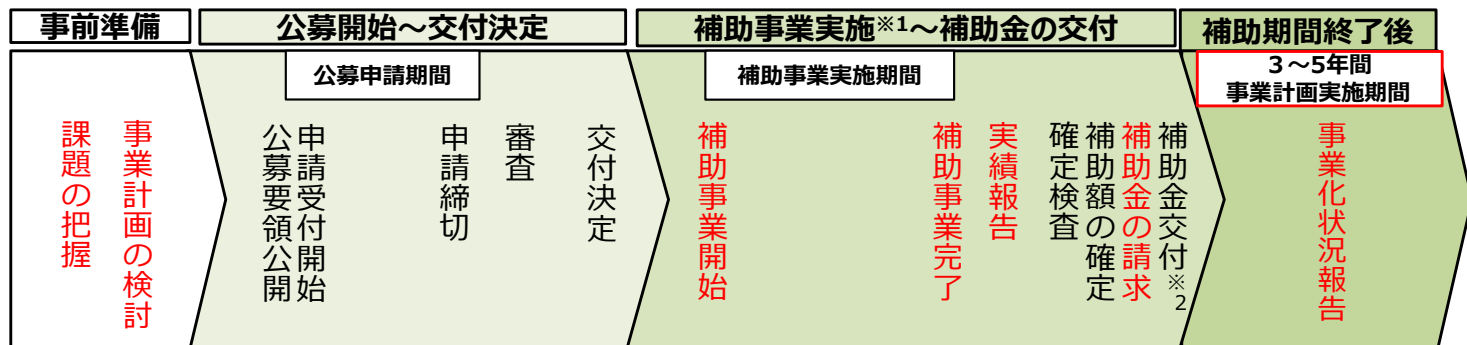
※廃業・再チャレンジ枠は、経営革新枠・専門家活用枠と併用できます

※詳細は裏面をご確認ください。

令和5年度補正予算で中小機構に措置



事前準備から事業終了までの流れ



※1：補助事業期間内に契約・発注を行い支払った経費とする。

※2：補助金の交付については、実績報告書等を提出し、実施した事業内容の検査と経費内容等の確認により、交付すべき補助金の額を事務局にて確定した後支払うため、交付決定された場合でも支払われないことがあるため留意すること。

支援枠の概要

	経営革新枠	専門家活用枠	廃業・再チャレンジ枠
要件	経営資源引継ぎ型創業や事業承継（親族内承継実施予定者を含む）、M&Aを過去数年以内に行った者、又は補助事業期間中に行う予定の者	補助事業期間に経営資源を譲り渡す、又は譲り受ける者	事業承継やM&Aの検討・実施等に伴って廃業等を行う者
補助上限	600～800万円* *一定の賃上げを実施する場合、補助上限を800万円に引き上げ	600万円	150万円* *経営革新枠、専門家活用枠と併用申請する場合は、それぞれの補助上限に加算
補助率	1/2・2/3* *中小企業者等のうち、①小規模、②営業利益率の低下（物価高影響等）、③赤字、④再生事業者のいずれかに該当する場合：2/3	買手支援類型：2/3 売手支援類型：1/2・2/3* *①赤字、②営業利益率の低下（物価高影響等）のいずれかに該当する場合：2/3	1/2・2/3* *経営革新枠、専門家活用枠と併用申請する場合は、各事業における事業費の補助率に従う
対象経費	店舗等借入費、設備費、原材料費、産業財産権等関連経費、謝金、旅費、外注費、委託費、広報費	謝金、旅費、外注費、委託費、システム利用料、保険料	廃業支援費、在庫廃棄費、解体費、原状回復費、リースの解約費、移転・移設費用（併用申請の場合のみ）

活用イメージ

経営革新枠 経営者交代類型

事業承継を契機に、新市場を開拓するため、再生エネルギー分野の特殊ボルト開発を目的に高精度加工機械を導入。

専門家活用枠 買い手支援類型

経営戦略として、売上拡大・事業効率化を図るため、同じ県内の同業者をM&Aにより承継。経営資源の引継ぎにより、規模の経済拡大に伴う売上拡大・事業効率化につながった。

お問い合わせ先

経営革新枠（050-3000-3550）

専門家活用枠/廃業・再チャレンジ枠（050-3000-3551）

応募方法等の詳細は
こちらからご確認ください

公募サイト



『事業承継の準備のために』『事業継続の課題解決』等の相談に

宮城県事業承継・引継ぎ支援センター

宮城県事業承継・引継ぎ支援センターは、国が設置する公的相談窓口で、宮城県事業承継ネットワーク（県内の商工会、商工会議所や金融機関等支援機関との連携体制）による小規模・中小事業者の事業承継診断（ヒアリング）への支援により、中小企業者の支援ニーズの掘起しを行うとともに、「後継者がいない」「事業の存続に不安がある」など、事業承継にお悩みの中小企業者のご相談に対してアドバイスを行う機関です。事業承継・引継ぎに精通した専門家（弁護士、公認会計士等）が無料でお話を伺いますのでお気軽にご相談ください。

対象となる方

後継者問題、事業承継にお悩みの県内の中小企業者

支援内容

県内の支援機関（商工会、商工会議所や金融機関等）では、事業承継に関する課題解決のため「事業承継診断」（ヒアリング）を実施しております。

また、センターでは中小企業者からの直接相談にも対応し、会社の状況や相談者の意向を伺い、専門家がアドバイスを行います。

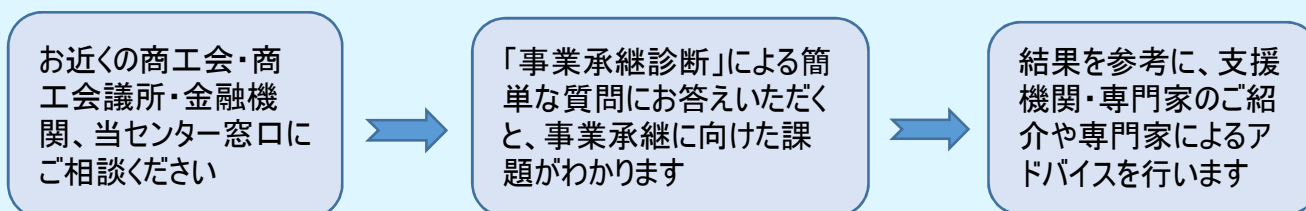
具体的な事業承継計画の策定や第三者等との事業の引継ぎ・引き受けを希望される場合は、相手先となる企業の候補者とマッチングの可否を含め、支援機関等とともにサポートします。

センターは宮城県内の中小企業者に限らず、県外の中小企業者とのマッチング相談にも対応しています。

お問い合わせ

ご不明な点については、下記お問い合わせ先にご連絡ください。

「事業承継診断」の流れ



【お問い合わせ先】

（公財）みやぎ産業振興機構

宮城県事業承継・引継ぎ支援センター

電話：022－722－3884

『新製品開発や魚種転換に向けた加工機器を購入するための資金を調達したい』

水産加工資金

水産加工品の製造又は加工の高度化及び事業基盤の強化を促進することによって、水産加工品の安定供給を図るために必要な長期かつ低利の資金ニーズに応えています。

対象となる方(事業)

水産加工業者又はこれらの者が組織する法人(中小企業者に限る)が行う、次の施設整備等

- (1) 食用水産加工品の製造・加工に係る業務の共同化や合併、原材料・製品の転換等
- (2) 食用水産加工品の製造・加工に係る新製品・新技術の研究開発又は利用
- (3) 未・低利用水産動植物を原料とする食用水産加工品の製造・加工
- (4) 特定の部位を原料とする非食用水産加工品(飼料用の魚粉等)の製造・加工

支援内容

■対象資金

設備資金及びそれに付随する運転資金

■貸付限度

貸付対象事業費の80%

■貸付利率

金利は変動します。詳しくは下記問い合わせ先にご確認下さい。

■貸付期間

10年超、25年以内、うち据置期間3年以内

取扱金融機関

日本政策金融公庫(農林水産事業)

ご利用方法

申込み時に各機関に必要書類を提出してください。
必要書類については各機関にお問い合わせください。

【 お問い合わせ先 】

株式会社日本政策金融公庫(日本公庫)

電話(農林水産事業 事業資金相談ダイヤル):0120-154-505

『震災で被害を受け、復興・復旧をするための資金を調達したい』

被災した中小企業向けの融資制度 (みやぎ中小企業復興特別資金)

東日本大震災で被害を受け、事業活動に支障をきたしている県内中小企業者の本格的な復旧・復興活動を支援するため、「みやぎ中小企業復興特別資金」を創設しています。

対象となる方

東日本大震災により被害を受けた県内の中小企業者で、次のいずれかに該当する方

- (1) 直接被害: 施設・設備、事業用資産の損壊等が発生していること
→市町村長が発行する罹災証明書等(東日本大震災の被害を受けた事実を証するものとして発行されたもの)の交付を受けた方
- (2) 間接被害: 震災発生後の最近3ヶ月間の売上高等が震災の影響を受ける直前の同期に比して10%以上減少していること
→市町村長が発行する「東日本大震災復興緊急保証」の認定を受けた方
※令和3年4月1日より、新規融資の申込の対象となる区域が原則として沿岸市町に限られています。

融資条件

- 資金使途 運転資金・設備資金
- 融資限度額 8,000万円
- 償還期間 15年以内(うち据置期間3年以内)
- 利率 固定 年1.50%
- 保証人・担保 保証人: 原則として法人代表者以外不要、
担保: 担保は必要に応じて徴求
- 信用保証 信用保証協会の保証付き 保証料 年0.5%

取扱期間

令和7年3月31日(融資実行分)まで

取扱金融機関

県内に所在する銀行、信用金庫、信用組合、商工組合中央金庫、農林中央金庫の本店及び支店

ご利用方法

ご不明の点については、下記お問い合わせ先にご連絡ください。

【お問い合わせ先】

宮城県経済商工観光部

商工金融課商工金融班

電話: 022-211-2744

『利子補給により負担を軽減したい』

被災中小企業者対策資金利子補給事業

東日本大震災に係る県の制度融資を利用している中小企業者に対して利子補給を行うことで、負担を軽減し、早期の復旧・復興を支援します。

対象となる方

みやぎ中小企業復興特別資金(P.8－2)を利用し、罹災証明書等の交付を受けている直接被災した事業者

支援内容

■対象融資限度額

1企業 3,000万円以内

■利子補給率

融資利率 年1.50%に相当する額

※利子補給金の合計額は、1企業135万円が上限とします。

■補給期間

借入日から3年間

■補給回数

年2回 上期分(1～6月)と下期分(7～12月)

ご利用方法

ご不明の点については、下記お問い合わせ先にご連絡ください。

【お問い合わせ先】

宮城県経済商工観光部

商工金融課商工金融班

電話:022-211-2744

『前向きな取り組みにより経営基盤の強化を図るための資金を調達したい』

がんばる中小企業応援資金

中小企業等が既存事業の見直しや、新事業の実施等を通じて経営基盤の強化を図る際、必要となる資金の融通を円滑にし、その取り組みを支援することを目的とした資金です。

対象となる方

事業の活性化や合理化等を図る既存事業の見直し、あるいは新たな試みに取り組むことを通して経営基盤の強化を図ろうとするもの
(主な取組事例)

既施設設の耐震改修・改装、新たな設備投資、買い換え、新たな支店・事業所等の開設、海外展開、販路開拓、事業承継、マーケティング・市場調査、従業員の雇用拡大・人材育成、新商品の試作・新技術の開発(企業・大学等の連携、共同研究を含む)、プロパー融資との協調

融資条件

- 資金使途 運転資金・設備資金
- 融資限度額 3,000万円
- 融資利率 金融機関所定(固定、変動いずれも可)
- 償還期間 7年(うち据置2年以内)
- 信用保証料 年1.59%以下
- 保証人・担保 保証人 原則として法人代表者以外不要
担 保 必要に応じて徴求

※信用保証料の割引について

次の各種認証を受けている場合には、信用保証料が0.2%軽減されます。

割引を受ける場合は、保証料減額対象の確認申請書をあらかじめ県へ提出し、確認を受けることになります。複数の認証取得の場合でも、割引率は最大0.2%となります。

- (1) 消防団協力事業所の認定、(2) 女性のチカラ認証制度、(3) みやぎ優れMONO認定、(4) 障害者雇用促進企業登録、(5) 環境配慮事業者登録、(6) スマートみやぎ健民会議「優良会員」登録、(7) みやぎ介護人材を育む取組宣言認証、(8) みやぎ認定IT商品、(9) 宮城県グリーン製品認定、(10) みやぎ「働き方改革」実践企業支援制度の認定、(11) パートナースhip構築宣言の公表

取扱金融機関

県内に所在する銀行、信用金庫、信用組合、商工組合中央金庫、農林中央金庫の本店及び支店

ご利用方法

ご不明の点については、下記お問い合わせ先にご連絡ください。

【お問い合わせ先】

宮城県経済商工観光部

商工金融課商工金融班

電話: 022-211-2744

『経営の安定に必要な資金を調達したい』

一般資金

中小企業者等が事業経営に必要とする資金の融通を円滑にし、その経営の安定に資することを目的とした資金です。

対象となる方

本資金の融通を受けることにより、経営の安定を図ることができる見通しのある中小企業者等で、次のいずれかに該当するもの

- (1) 経営基盤、経営体質の改善を必要とするもの
- (2) 経済の変動等外部要因により、経営が不安定化しているもの

融資条件

- 資金使途 運転資金・設備資金
ただし、以下の資金使途は、融資対象外とします。
 - (1) 借入金の返済、税金(消費税)の支払にあてる資金
 - (2) 住宅、自家用自動車等の取得のための資金
 - (3) 法令に違反する設備のための資金
- 融資限度額 8,000万円
- 融資利率 長期資金(1年を超えるもの) 年1.90%
短期資金(1年以内のもの) 年1.50%
- 償還期間 運転資金 7年以内(うち据置1年以内)
設備資金 10年以内(うち据置1年以内)
- 信用保証料 年1.59%以下
- 保証人・担保 保証人 原則として法人代表者以外不要
担保 必要に応じて徴求

取扱金融機関

県内に所在する銀行、信用金庫、信用組合、商工組合中央金庫、農林中央金庫の本店及び支店

ご利用方法

ご不明の点については、下記お問い合わせ先にご連絡ください。

【お問い合わせ先】

宮城県経済商工観光部

商工金融課商工金融班

電話:022-211-2744

『震災からの復旧・復興を果たしたい』

宮城県産業復興相談センター

宮城県産業復興相談センターは、東日本大震災で甚大な被害を受けた事業者の復旧・復興に向けた支援を行うため、公益財団法人みやぎ産業振興機構内に設置されました。

対象となる方

中小企業者のほか、小規模事業者、農林水産事業者、医療福祉事業者などを含めた幅広い事業者を対象に専門家が相談を受け付けます。

支援内容

事業の復旧・復興に向けた資金の借入や返済などの金融面の相談をはじめ、様々な経営相談に対応し、経営改善や資金繰りに関する助言、支援制度の紹介や事業計画作成のサポートを行います。

なお、宮城県産業復興相談センターには、宮城県中小企業活性化協議会、宮城県事業承継・引継ぎ支援センターが設置されています。

相談受付

随時、受付しております。

お問い合わせ

ご不明な点については、下記お問い合わせ先にご連絡ください。

【お問い合わせ先】

(公財)みやぎ産業振興機構
宮城県産業復興相談センター
電話:022-722-3858

『経営の先行きに不安を感じている』

宮城県中小企業活性化協議会

宮城県中小企業活性化協議会は、産業競争力強化法に基づいて設置されている公的な機関です。収益力改善、経営改善、事業再生、再チャレンジに向け、「中小企業の駆け込み寺」として企業再生の経験豊かな専門家が相談内容に応じたアドバイス等を行います。

対象となる方

経営にお悩みの県内の中小企業者

支援内容

- ・財務内容の悪化等により経営に支障が生じているものの、再生可能性のある中小企業者に対し、事業面・財務面の調査・分析や窮境原因の分析等を実施し事業再生計画の策定支援を行うとともに、取引金融機関に計画を提示し公正・中立な立場から金融調整を行います。
- ・規律ある経営体制の構築や持続的な成長、中長期的な企業価値の向上を目指し、収益力改善計画を通してガバナンス体制の整備を支援します。
- ・中小企業者が認定経営革新等支援機関に経営改善計画の策定を依頼する際の一部費用を補助し、経営改善への取組を支援します。

相談受付

随時、受付しております。

お問い合わせ

ご不明な点については、下記お問い合わせ先にご連絡ください。

経営改善支援部門

財務上の課題を抱え金融支援等が必要な中小企業者が、中小企業経営力強化支援法に基づく認定支援機関による計画策定などの支援を受ける場合には、協議会に設置されている経営改善支援部門が経費の支援を行います。

【お問い合わせ先】

(公財)みやぎ産業振興機構
宮城県中小企業活性化協議会
電話:022-722-3872

『研究開発に取り組む中小企業を後押しします！』

みやぎ中小企業チャレンジ応援基金

地域資源等の活用により新商品等の開発を行う方を支援します。

対象となる方

- 宮城県内において助成金の募集開始日以降6ヶ月以内に創業を行う者
- 宮城県内に主たる事業所等を有する中小企業者及び中小企業者のグループ
- 宮城県内に主たる事業所等を有するNPO法人等

支援内容

当機構では宮城県及び株式会社七十七銀行と連携し、地域資源等の活用により新商品等の開発を行う方を支援するため、当該開発に係る事業計画を募集し、優れた案件と認められるものに対して事業経費の一部を助成します。なお、事業継承を伴い開発を行う方は優遇します。

	対象事業		助成率	助成限度額	助成期間	助成件数
一般型		—	助成対象経費の2/3以内	200万円	交付決定の日からR7.2.5まで	10件程度
技術志向型	地域資源(農林水産品、歴史、文化、鉱工業品、産地技術、人材等)や優れたビジネスアイデア等を活用し、新商品や新サービスの開発を行う事業	以下のいずれかに該当する研究開発事業 ①高付加価値型製品 ②産学連携に取り組む事業 ③高度な技術を活用	助成対象経費の1/2以内	300万円	交付決定の日から12ヶ月以内	7件程度

募集期間

< 一般型 >	令和6年4月10日(水)～5月20日(月) ※当日消印有効 * 募集状況によっては追加募集を行うことがあります。
< 技術志向型 >	令和6年5月下旬より募集開始予定

利用方法

助成金交付申請書を作成し、その他必要書類添付の上、郵送または持参により、募集期間内に提出してください。詳細は当機構HPでご確認ください。

※ 申請を予定される方は、事前にお問い合わせやご相談等をお願いします。

※ 同じ事業内容で他の補助金、助成金を重複して利用することはできません。

【お問い合わせ先】

(公財)みやぎ産業振興機構 事業支援課

電話:022-225-6697

『水産物加工施設の取得等、資本整備の高度化を図り、
その経営の近代化を図るための資金を調達したい』

漁業近代化資金

水産加工業者等が水産物加工施設の取得等、資本整備の高度化を図り、その経営の近代化を図るために必要な長期かつ低利の資金を融資します。

対象となる方

- ・ 水産加工業を営む個人
- ・ 水産加工業を営む法人（水産業協同組合を除く。）であって、その常時使用する従業員の数が 300 人以下であるもの又はその資本金の額若しくは出資の総額が1億円以下であるもの
- ・ 水産加工業協同組合
- ・ 水産加工業協同組合連合会
- ・ 上記に掲げる者又は地方公共団体が主たる構成員若しくは出資者となっている団体又は基本財産の額の過半を拠出している法人で、政令で定めるもの

支援内容

■対象資金
設備資金

■貸付限度額
水産加工業を営む個人及び法人 9,000 万円
水産加工業協同組合等 12 億円以内
ただし、いずれも、融資対象事業費の 80%以内

■利率
金利は変動します。詳しくは下記お問い合わせ先にご確認ください。

■償還期間
5～20 年以内、うち据置期間2～3年以内

取扱金融機関

東日本信用漁業協同組合連合会、農林中央金庫

ご利用方法

申込み時に各取扱金融機関に必要書類を提出してください。
必要書類については、各取扱金融機関にお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

宮城県水産林政部
水産業振興課企画推進班

022-211-2935

